

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成30年4月25日提出
【計算期間】	第9期(自 平成29年1月27日至 平成30年1月26日)
【ファンド名】	e M A X I S 国内債券インデックス
【発行者名】	三菱UFJ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 松田 通
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、NOMURA - B P I総合と連動する投資成果をめざして運用を行います。
信託金の限度額は、5,000億円です。

* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券		
追加型	内外	不動産投信	MRF	特殊型 ()
		その他資産 ()	ETF	
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	(日本を除く)	ファンド	()		
大型株	年4回	日本			TOPIX	条件付運用型
中小型株	年6回	北米	ファンド・	なし	その他 (NOMURA - B P I総合)	ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型
債券	(隔月)	欧州	オブ・			
一般	年12回	アジア	ファンズ			
公債	(毎月)	オセアニア				
社債	日々	中南米				
その他債券	その他	アフリカ				
クレジット	()	中近東				
属性		(中東)				
()		エマージング				その他 ()
不動産投信						
その他資産						
(投資信託証券						
(債券 一般))						
資産複合						
()						

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載していません。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信(リート)	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF(マネー・マネージメント・ファンド)	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MRF(マネー・リザーブ・ファンド)	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家(受益者)に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

	社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（BB格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動(一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。)を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型/絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

わが国の債券市場の値動きに連動する投資成果をめざします。

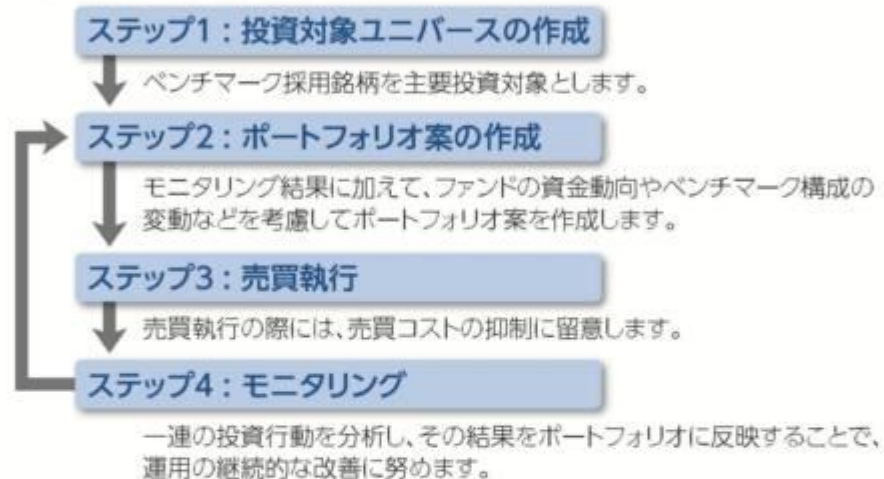
ファンドの特色

特色 1

NOMURA-BPI総合と連動する投資成果をめざして運用を行います。

- NOMURA-BPI総合をベンチマークとします。

<運用プロセスのイメージ>



！ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。
📄 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)をご覧ください。

特色 2

「日本債券インデックスマザーファンド」を通じて、わが国の公社債に実質的な投資を行います。

- 対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し公社債の実質投資比率が100%を超える場合があります。

■ファンドの仕組み

運用は主に日本債券インデックスマザーファンドへの投資を通じて、わが国の公社債へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



■主な投資制限


デリバティブ	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。
--------	-------------------------

■分配方針

- 年1回の決算時(1月26日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。
- 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

 NOMURA-BPI総合とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債の他、地方債、政府保証債、金融債、事業債および円建外債等で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI総合は野村證券株式会社の知的財産であり、当ファンドの運用成果に関し、野村證券株式会社は一切関係ありません。

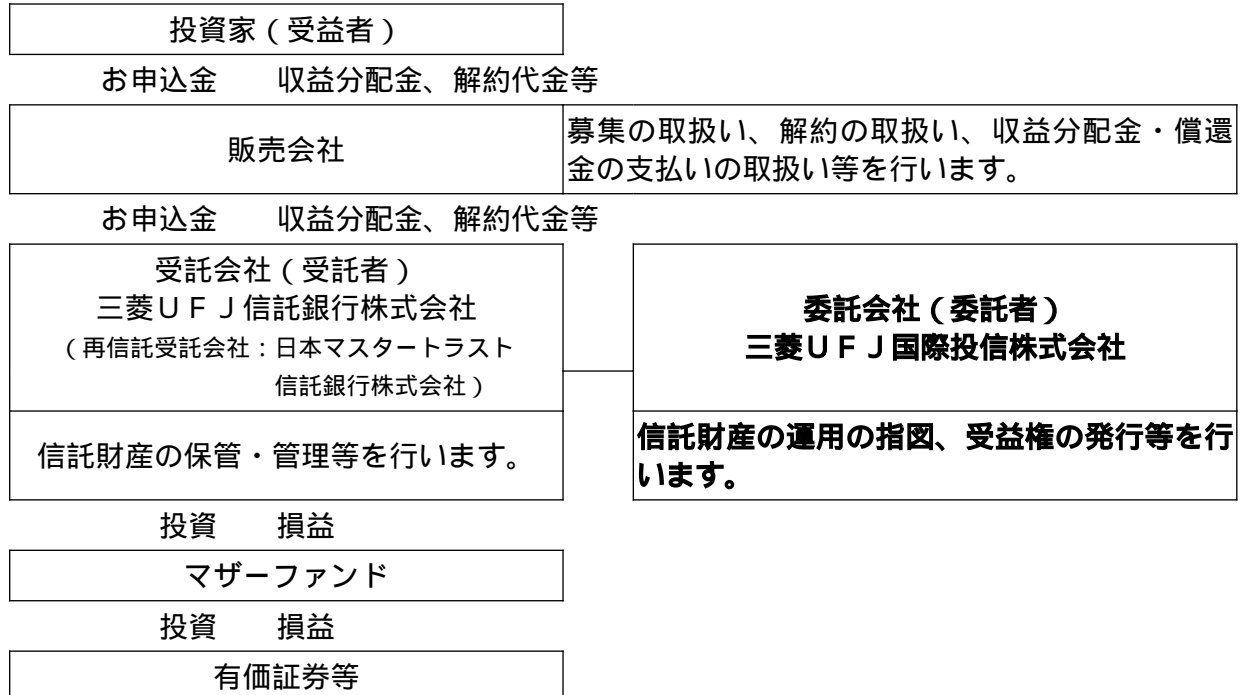
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

平成21年10月28日 設定日、信託契約締結、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割



委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
--	----

委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

委託会社の概況(平成30年1月末現在)

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号
- ・設立年月日
昭和60年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
平成9年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
平成16年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
平成17年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
平成27年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
- ・大株主の状況(平成30年4月2日現在)

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

日本債券インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の公社債に直接投資することがあります。

日本債券インデックスマザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の公社債に実質的な投資を行い、NOMURA-BPI総合に連動する投資成果をめざして運用を行います。

マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し公社債の実質投資比率が100%を超える場合があります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。)
 - a. 有価証券先物取引等

b. スワップ取引

八. 約束手形

二. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とする日本債券インデックスマザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとしめます。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から12. の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16. において同じ。）で16. で定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16. において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
24. 外国の者に対する権利で23. の有価証券の性質を有するもの

なお、1. の証券または証書ならびに13. および19. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに16. の証券ならびに13. および19. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. および15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

<日本債券インデックスマザーファンドの概要>

(基本方針)

この投資信託は、NOMURA - BPI総合と連動する投資成果をめざして運用を行います。

(運用方法)

投資対象

NOMURA - BPI総合に採用されている公社債を主要投資対象とします。

投資態度

主として対象インデックスに採用されている公社債に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。投資成果を対象インデックスの動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。

- ・ 公社債の実質投資比率(組入現物公社債の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。)は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。
- ・ 銘柄選択は、運用モデルを活用して行います。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(投資制限)

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

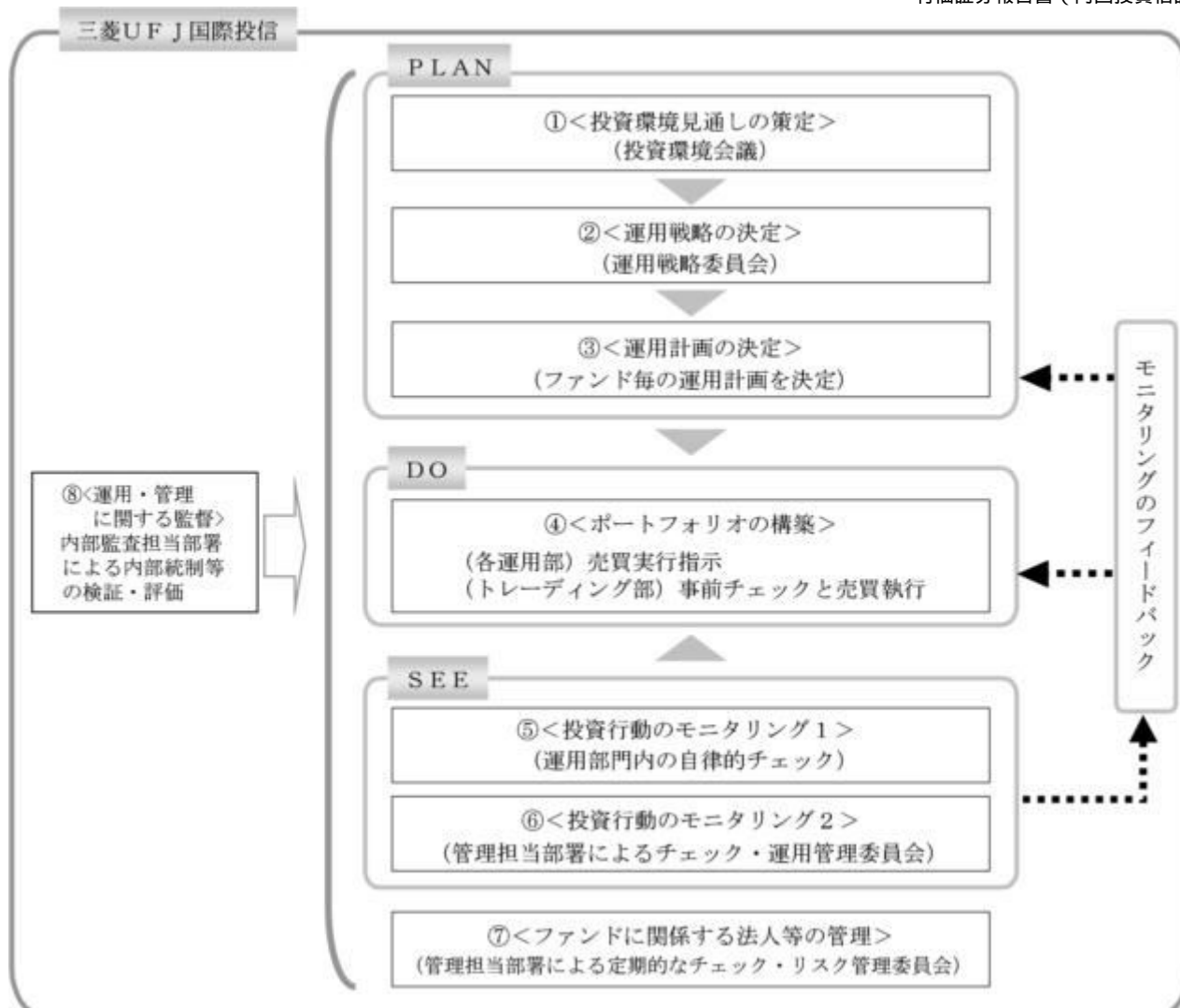
外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等を行うことができます。

スワップ取引を行うことができます。

デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

(3)【運用体制】



投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに関する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健

全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

(4)【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費等控除後の利子等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

(5)【投資制限】

< 信託約款に定められた投資制限 >

株式

a. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

外貨建資産

外貨建資産への投資は行いません。

新株引受権証券および新株予約権証券

a. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

投資信託証券

a. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(上場投資信託証券(金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。))な投資信託証券をいいます。))を除きます。以下a.およびb.において同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

同一銘柄の株式等

a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割

合を乗じて得た額とします。

- c. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. c.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

同一銘柄の転換社債等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. a.の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（ に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（ 5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信

託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等

デリバティブ取引等(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。)については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他法令等に定められた投資制限>

- ・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なりスクであり、以下に限定されるものではありません。）

価格変動リスク

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けまですので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

留意事項

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- 当ファンドは、NOMURA - B P I 総合の動きに連動することをめざして運用を行います。信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、債券先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること等の要因により乖離を生じることがあります。

（2）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。また、定期的開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

<流動性リスクに対する管理体制>

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立したリスク管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果はリスク管理に関する会議体等に報告されます。

* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	TOPIX(配当込み)	TOPIX(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数(TOPIX)に、現金配当による権利落ちの修正を加えた株価指数です。TOPIX(配当込み)に関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の停止またはTOPIX(配当込み)の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPIとは、野村証券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(国債)はそのサブインデックスです。わが国の国債で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI(国債)は野村証券株式会社の知的財産であり、運用成果等に関し、野村証券株式会社は一切関係ありません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPMorgan GBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPMorgan GBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

(2) 【換金（解約）手数料】

かかりません。

換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3) 【信託報酬等】

- 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年0.432%（税抜0.4%）以内の率を乗じて得た額とします。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数/365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- 信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- 信託報酬率（税抜）の合計ならびに配分（委託会社および販売会社、受託会社）は、ファンドの純資産総額に応じて以下の通りとなります。

ファンドの純資産総額に応じて	信託報酬率（年率）		
	合計	委託会社および 販売会社	受託会社
500億円未満の部分	0.4%	0.35%	0.05%
500億円以上1,000億円未満の部分	0.38%	0.34%	0.04%
1,000億円以上の部分	0.36%	0.33%	0.03%

委託会社および販売会社への配分（税抜）は、次の通りです。

各販売会社における取扱純資産総額に応じて	委託会社	販売会社
50億円未満の部分	信託報酬率から 販売会社および 受託会社の配分率を 差し引いた率	0.175%
50億円以上100億円未満の部分		0.185%
100億円以上の部分		0.195%

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

各支払先が信託報酬の対価として提供する役務の内容は以下の通りです。

支払先	対価として提供する役務の内容
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

(4) 【その他の手数料等】

- 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、

借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

- （注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

- （*）確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が

適用されます。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は平成30年1月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【eMAXIS 国内債券インデックス】

（1）【投資状況】

平成30年1月31日現在
（単位：円）

資産の種類	国/地域名	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	14,710,413,901	99.99
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		741,829	0.01
純資産総額		14,711,155,730	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

平成30年1月31日現在

国/地域	銘柄	種類	業種	口数	上段：帳簿価額 下段：評価額		利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)		
日本	日本債券インデックスマザー ファンド	親投資信託 受益証券		11,131,603,406	1.3219 1.3215	14,714,866,543 14,710,413,901		99.99

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類/業種別投資比率

平成30年1月31日現在

種類/業種別	投資比率(%)

親投資信託受益証券	99.99
合計	99.99

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成30年1月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額	基準価額 (1万口当たりの純資産価額)
第1計算期間末日 (平成22年 1月26日)	145,216,161 (分配付) 145,216,161 (分配落)	10,093 (分配付) 10,093 (分配落)
第2計算期間末日 (平成23年 1月26日)	875,858,818 (分配付) 875,858,818 (分配落)	10,237 (分配付) 10,237 (分配落)
第3計算期間末日 (平成24年 1月26日)	1,335,815,590 (分配付) 1,335,815,590 (分配落)	10,449 (分配付) 10,449 (分配落)
第4計算期間末日 (平成25年 1月28日)	2,131,482,986 (分配付) 2,131,482,986 (分配落)	10,621 (分配付) 10,621 (分配落)
第5計算期間末日 (平成26年 1月27日)	3,893,000,266 (分配付) 3,893,000,266 (分配落)	10,834 (分配付) 10,834 (分配落)
第6計算期間末日 (平成27年 1月26日)	15,109,971,966 (分配付) 15,109,971,966 (分配落)	11,181 (分配付) 11,181 (分配落)
第7計算期間末日 (平成28年 1月26日)	21,850,838,603 (分配付) 21,850,838,603 (分配落)	11,287 (分配付) 11,287 (分配落)
第8計算期間末日 (平成29年 1月26日)	23,193,201,221 (分配付) 23,193,201,221 (分配落)	11,452 (分配付) 11,452 (分配落)
第9計算期間末日 (平成30年 1月26日)	14,789,125,573 (分配付) 14,789,125,573 (分配落)	11,473 (分配付) 11,473 (分配落)
平成29年 1月末日	23,204,158,287	11,455
2月末日	23,006,696,242	11,486
3月末日	22,877,199,036	11,467
4月末日	22,578,157,655	11,520
5月末日	21,932,498,639	11,493
6月末日	20,768,170,484	11,457
7月末日	16,857,513,475	11,455
8月末日	16,624,321,573	11,512
9月末日	16,181,101,805	11,467
10月末日	15,908,609,296	11,462
11月末日	15,695,383,700	11,489
12月末日	15,078,149,331	11,492
平成30年 1月末日	14,711,155,730	11,469

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
--	------------

第1計算期間	0円
第2計算期間	0円
第3計算期間	0円
第4計算期間	0円
第5計算期間	0円
第6計算期間	0円
第7計算期間	0円
第8計算期間	0円
第9計算期間	0円

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	0.93
第2計算期間	1.42
第3計算期間	2.07
第4計算期間	1.64
第5計算期間	2.00
第6計算期間	3.20
第7計算期間	0.94
第8計算期間	1.46
第9計算期間	0.18

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配の額)を控除した額を当該基準価額(分配の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	185,417,737	41,539,959	143,877,778
第2計算期間	1,369,924,252	658,211,663	855,590,367
第3計算期間	2,496,998,461	2,074,218,511	1,278,370,317
第4計算期間	8,589,098,108	7,860,540,057	2,006,928,368
第5計算期間	5,012,312,657	3,425,930,267	3,593,310,758
第6計算期間	12,104,687,076	2,183,595,950	13,514,401,884
第7計算期間	16,940,666,822	11,095,883,235	19,359,185,471
第8計算期間	8,947,568,812	8,053,742,212	20,253,012,071
第9計算期間	3,330,601,231	10,693,345,304	12,890,267,998

<参考>

「日本債券インデックスマザーファンド」

(1)投資状況

平成30年1月31日現在
(単位:円)

資産の種類	国/地域名	時価合計	投資比率(%)
国債証券	日本	374,391,157,740	82.38
地方債証券	日本	25,785,112,870	5.67
特殊債券	日本	32,101,793,778	7.06
社債券	日本	19,440,699,160	4.28
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		2,722,850,913	0.61
純資産総額		454,441,614,461	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

平成30年1月31日現在
(単位:円)

資産の種類	時価合計	投資比率(%)
債券先物取引 (買建)	1,202,560,000	0.26

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

平成30年1月31日現在

国/ 地域	銘柄	種類	業種	券面総額 (千円)	上段：帳簿価額 下段：評価額		利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)		
日本	第312回利付国債(10年)	国債証券		6,230,000	104.20 103.7540	6,491,914,000 6,463,874,200	1.200000 2020/12/20	1.42
日本	第329回利付国債(10年)	国債証券		4,810,000	105.30 104.6680	5,065,373,300 5,034,530,800	0.800000 2023/06/20	1.11
日本	第381回利付国債(2年)	国債証券		4,800,000	100.54 100.4080	4,826,190,800 4,819,584,000	0.100000 2019/10/15	1.06
日本	第383回利付国債(2年)	国債証券		4,790,000	100.44 100.4480	4,811,554,800 4,811,459,200	0.100000 2019/12/15	1.06
日本	第333回利付国債(10年)	国債証券		4,180,000	104.63 103.9300	4,373,534,000 4,344,274,000	0.600000 2024/03/20	0.96
日本	第332回利付国債(10年)	国債証券		4,060,000	104.35 103.8320	4,236,789,500 4,215,579,200	0.600000 2023/12/20	0.93
日本	第133回利付国債(5年)	国債証券		4,070,000	101.06 100.8830	4,113,174,900 4,105,938,100	0.100000 2022/09/20	0.90
日本	第134回利付国債(5年)	国債証券		4,030,000	100.91 100.9060	4,066,686,900 4,066,511,800	0.100000 2022/12/20	0.89
日本	第339回利付国債(10年)	国債証券		3,910,000	103.38 102.9510	4,042,357,100 4,025,384,100	0.400000 2025/06/20	0.89
日本	第125回利付国債(5年)	国債証券		4,000,000	100.81 100.5140	4,032,534,000 4,020,560,000	0.100000 2020/09/20	0.88
日本	第325回利付国債(10年)	国債証券		3,835,000	104.88 104.0650	4,022,227,500 3,990,892,750	0.800000 2022/09/20	0.88
日本	第328回利付国債(10年)	国債証券		3,700,000	104.00 103.4730	3,848,270,000 3,828,501,000	0.600000 2023/03/20	0.84
日本	第348回利付国債(10年)	国債証券		3,800,000	100.57 100.3340	3,821,918,400 3,812,692,000	0.100000 2027/09/20	0.84
日本	第306回利付国債(10年)	国債証券		3,688,000	104.13 103.2170	3,840,446,200 3,806,642,960	1.400000 2020/03/20	0.84
日本	第340回利付国債(10年)	国債証券		3,570,000	103.38 102.9730	3,690,875,200 3,676,136,100	0.400000 2025/09/20	0.81
日本	第347回利付国債(10年)	国債証券		3,580,000	100.74 100.3260	3,606,521,000 3,591,670,800	0.100000 2027/06/20	0.79
日本	第342回利付国債(10年)	国債証券		3,550,000	100.91 100.6490	3,582,555,000 3,573,039,500	0.100000 2026/03/20	0.79
日本	第335回利付国債(10年)	国債証券		3,370,000	104.00 103.4860	3,504,841,000 3,487,478,200	0.500000 2024/09/20	0.77
日本	第338回利付国債(10年)	国債証券		3,330,000	103.38 102.9230	3,442,554,000 3,427,335,900	0.400000 2025/03/20	0.75
日本	第343回利付国債(10年)	国債証券		3,360,000	100.71 100.5840	3,383,894,000 3,379,622,400	0.100000 2026/06/20	0.74
日本	第334回利付国債(10年)	国債証券		3,230,000	104.72 104.0250	3,382,747,000 3,360,007,500	0.600000 2024/06/20	0.74
日本	第305回利付国債(10年)	国債証券		3,258,000	103.67 102.6650	3,377,574,000 3,344,825,700	1.300000 2019/12/20	0.74
日本	第341回利付国債(10年)	国債証券		3,220,000	102.63 102.2830	3,304,799,600 3,293,512,600	0.300000 2025/12/20	0.72
日本	第122回利付国債(5年)	国債証券		3,270,000	100.67 100.4040	3,291,909,000 3,283,210,800	0.100000 2019/12/20	0.72
日本	第309回利付国債(10年)	国債証券		3,100,000	103.70 102.8720	3,214,889,000 3,189,032,000	1.100000 2020/06/20	0.70
日本	第130回利付国債(5年)	国債証券		3,150,000	101.11 100.7200	3,185,125,000 3,172,680,000	0.100000 2021/12/20	0.70
日本	第131回利付国債(5年)	国債証券		3,110,000	100.98 100.7660	3,140,765,500 3,133,822,600	0.100000 2022/03/20	0.69
日本	第313回利付国債(10年)	国債証券		2,969,000	105.56 104.3900	3,134,224,850 3,099,339,100	1.300000 2021/03/20	0.68
日本	第345回利付国債(10年)	国債証券		2,970,000	100.62 100.4420	2,988,621,000 2,983,127,400	0.100000 2026/12/20	0.66
日本	第126回利付国債(5年)	国債証券		2,960,000	100.90 100.5630	2,986,758,400 2,976,664,800	0.100000 2020/12/20	0.66

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

平成30年1月31日現在

種類 / 業種別	投資比率 (%)
国債証券	82.38
地方債証券	5.67
特殊債券	7.06
社債券	4.28
合計	99.40

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

平成30年1月31日現在

資産の種類	取引所名	建別	数量	簿価(円)	評価額(円)	投資比率 (%)
債券先物取引						
長期国債先物 18年03月限	大阪取引所	買建	8	1,204,518,640	1,202,560,000	0.26

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

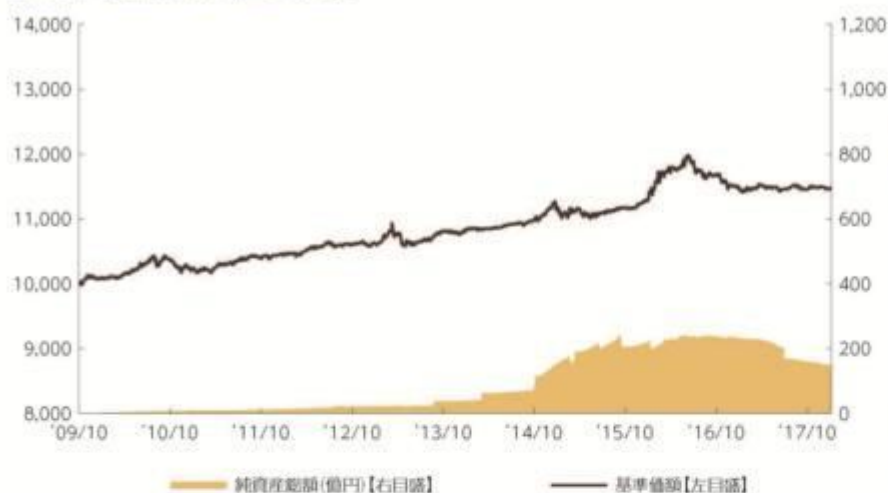
参考情報



運用実績

2018年1月31日現在

■基準価額・純資産の推移 2009年10月28日(設定日)～2018年1月31日



- 基準価額は10,000を起点として表示
- 基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	11,469円
純資産総額	147.1億円

■分配の推移

2018年1月	0円
2017年1月	0円
2016年1月	0円
2015年1月	0円
2014年1月	0円
2013年1月	0円
設定来累計	0円

•分配金は1万口当たり、税引前

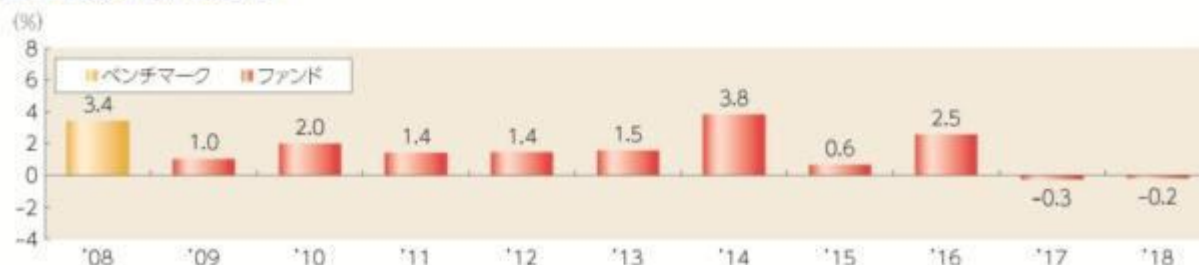
■主要な資産の状況

種別構成	比率	紹介上位銘柄	種別	比率
国債	82.4%	1 第312回利付国債(10年)	国債	1.4%
地方債	5.7%	2 第329回利付国債(10年)	国債	1.1%
特殊債	7.1%	3 第381回利付国債(2年)	国債	1.1%
社債	4.3%	4 第383回利付国債(2年)	国債	1.1%
		5 第333回利付国債(10年)	国債	1.0%
		6 第332回利付国債(10年)	国債	0.9%
		7 第133回利付国債(5年)	国債	0.9%
		8 第134回利付国債(5年)	国債	0.9%
		9 第339回利付国債(10年)	国債	0.9%
		10 第125回利付国債(5年)	国債	0.9%
コールローン他 (負債控除後)	0.5%			
合計	100.0%			

その他資産の状況	比率
債券先物取引(買建)	0.3%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

■年間収益率の推移



- 収益率は基準価額で計算
- 2009年は設定日から年末までの、2018年は年初から1月31日までの収益率を表示
- 2008年はベンチマークの年間収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

申込単位

販売会社が定める単位

確定拠出年金制度を利用する場合の取得申込みについては、1円以上1円単位

申込価額

取得申込受付日の基準価額

申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

eMAXIS専用サイト <https://emaxis.jp/>

申込手数料

ありません。

申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

確定拠出年金制度を利用する場合の取得申込みについては上記と異なる取扱いをしている場合があります。

取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されません。

解約単位

販売会社が定める単位

確定拠出年金制度を利用する場合の解約請求については、1口単位

解約価額

解約請求受付日の基準価額

信託財産留保額

ありません。

解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

eMAXIS専用サイト <https://emaxis.jp/>

支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して4営業日目から販売会社において支払います。

解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時まで、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。確定拠出年金制度を利用する場合の解約請求については上記と異なる取扱いをしている場合があります。

解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

(資産の評価方法)

・株式/上場投資信託証券/不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場(外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場)で評価します。

・転換社債/転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額(外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額)で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額(売気配相場を除く。)または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券(上場投資信託証券/不動産投資信託証券を除く。)

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間:営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

eMAXIS専用サイト <https://emaxis.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限（平成21年10月28日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

（４）【計算期間】

毎年1月27日から翌年1月26日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたときまたはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続きを行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を發します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

委託会社がファンドの任意償還、重大な約款変更等を行う場合、書面決議において反対した受

受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託会社が信託約款の規定に基づいて信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

運用報告書

委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

分配金再投資コース（累積投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日以内)から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金(解約)請求する権利を有します。

くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（平成29年1月27日から平成30年1月26日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【eMAXIS 国内債券インデックス】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第8期 [平成29年 1月26日現在]	第9期 [平成30年 1月26日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	68,626,303	54,579,034
親投資信託受益証券	23,190,871,241	14,787,644,785
未収入金	30,134,161	21,112,575
流動資産合計	23,289,631,705	14,863,336,394
資産合計	23,289,631,705	14,863,336,394
負債の部		
流動負債		
未払解約金	44,907,516	39,222,418
未払受託者報酬	6,398,780	4,345,309
未払委託者報酬	44,791,410	30,417,122
未払利息	97	80
その他未払費用	332,681	225,892
流動負債合計	96,430,484	74,210,821
負債合計	96,430,484	74,210,821
純資産の部		
元本等		
元本	20,253,012,071	12,890,267,998
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	2,940,189,150	1,898,857,575
(分配準備積立金)	416,664,225	267,170,590
元本等合計	23,193,201,221	14,789,125,573
純資産合計	23,193,201,221	14,789,125,573
負債純資産合計	23,289,631,705	14,863,336,394

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第8期		第9期	
	自	平成28年 1月27日 至 平成29年 1月26日	自	平成29年 1月27日 至 平成30年 1月26日
営業収益				
受取利息		2,409		501
有価証券売買等損益		357,379,361		126,434,824
営業収益合計		357,381,770		126,435,325
営業費用				
支払利息		22,940		24,356
受託者報酬		12,418,350		10,291,097
委託者報酬		86,928,333		72,037,619
その他費用		645,679		535,009
営業費用合計		100,015,302		82,888,081
営業利益又は営業損失()		257,366,468		43,547,244
経常利益又は経常損失()		257,366,468		43,547,244
当期純利益又は当期純損失()		257,366,468		43,547,244
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		209,857,966		22,234,902
期首剰余金又は期首欠損金()		2,491,653,132		2,940,189,150
剰余金増加額又は欠損金減少額		1,491,618,776		491,779,688
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		1,491,618,776		491,779,688
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,090,591,260		1,554,423,605
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,090,591,260		1,554,423,605
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金()		2,940,189,150		1,898,857,575

（ 3 ） 【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	---

（貸借対照表に関する注記）

	第 8 期 [平成29年1月26日現在]	第 9 期 [平成30年1月26日現在]
1 期首元本額	19,359,185,471円	20,253,012,071円
期中追加設定元本額	8,947,568,812円	3,330,601,231円
期中一部解約元本額	8,053,742,212円	10,693,345,304円
2 受益権の総数	20,253,012,071口	12,890,267,998口
3 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1452円 (11,452円)	1.1473円 (11,473円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 8 期（自 平成28年1月27日 至 平成29年1月26日）

1 分配金の計算過程

費用控除後の配当等収益額	A	126,585,040円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	2,523,524,925円
分配準備積立金額	D	290,079,185円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,940,189,150円
当ファンドの期末残存口数	F	20,253,012,071口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,451円
1万口当たり分配金額	H	
収益分配金金額	I=F*H/10,000	

第 9 期（自 平成29年1月27日 至 平成30年1月26日）

1 分配金の計算過程

費用控除後の配当等収益額	A	51,500,768円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	1,631,686,985円
分配準備積立金額	D	215,669,822円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,898,857,575円
当ファンドの期末残存口数	F	12,890,267,998口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,473円
1万口当たり分配金額	H	
収益分配金金額	I=F*H/10,000	

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区 分	第 8 期 (自 平成28年 1月27日 至 平成29年 1月26日)	第 9 期 (自 平成29年 1月27日 至 平成30年 1月26日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同 左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 親投資信託受益証券は、運用の効率化を図るために、債券先物取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 また、親投資信託受益証券に係るデリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同 左 同 左 同 左

3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p>	同 左
------------------	---	-----

2 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第 8 期 [平成29年1月26日現在]	第 9 期 [平成30年1月26日現在]
	1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありませぬ。
2 時価の算定方法	<p>売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p>
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同 左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	第 8 期 [平成29年1月26日現在]	第 9 期 [平成30年1月26日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	252,439,261	93,967,936
合計	252,439,261	93,967,936

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評 価 額	備 考
親投資信託受益証券	日本債券インデックスマザーファンド	11,186,659,192	14,787,644,785	
	親投資信託受益証券 小計	11,186,659,192	14,787,644,785	
合計		11,186,659,192	14,787,644,785	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

<参考>

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。

「日本債券インデックスマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

	[平成29年1月26日現在]	[平成30年1月26日現在]
--	------------------	------------------

	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,574,028,591	4,275,086,074
国債証券	349,528,665,110	371,662,214,780
地方債証券	25,080,161,940	25,595,673,605
特殊債券	31,125,427,559	31,861,907,739
社債券	20,009,260,240	19,532,765,900
未収入金	344,344,800	
未収利息	999,862,160	940,860,277
前払金		1,790,000
前払費用	29,304,916	58,277,517
差入委託証拠金		3,600,000
流動資産合計	429,691,055,316	453,932,175,892
資産合計	429,691,055,316	453,932,175,892
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		1,158,640
未払金	517,377,300	521,309,400
未払解約金	1,286,797,899	2,084,970,062
未払利息	3,653	6,329
流動負債合計	1,804,178,852	2,607,444,431
負債合計	1,804,178,852	2,607,444,431
純資産の部		
元本等		
元本	325,711,127,600	341,421,490,015
剰余金		
剰余金又は欠損金()	102,175,748,864	109,903,241,446
元本等合計	427,886,876,464	451,324,731,461
純資産合計	427,886,876,464	451,324,731,461
負債純資産合計	429,691,055,316	453,932,175,892

(注1) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年5月13日から翌年5月12日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[平成29年1月26日現在]	[平成30年1月26日現在]
1 期首	平成28年1月27日	平成29年1月27日
期首元本額	358,800,295,657円	325,711,127,600円
期首からの追加設定元本額	179,316,766,966円	298,637,412,734円
期首からの一部解約元本額	212,405,935,023円	282,927,050,319円
元本の内訳*		
ファンド・マネジャー(国内債券)	44,373,568,521円	63,504,597,335円
eMAXIS 国内債券インデックス	17,653,095,259円	11,186,659,192円
eMAXIS バランス(8資産均等型)	1,797,303,712円	2,254,346,418円
eMAXIS バランス(波乗り型)	69,214,119円	110,434,498円
コアバランス	2,477,753円	2,665,185円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030(確定 拠出年金)	10,396,504円	84,053,741円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2040(確定 拠出年金)	2,077,116円	47,240,152円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2050(確定 拠出年金)	3,194,340円	23,993,717円
eMAXIS Slim 国内債券インデックス		908,571,241円
国内債券セレクション(ラップ向け)		2,893,161,943円
eMAXIS Slim バランス(8資産均等型)		734,628,260円
つみたて8資産均等バランス		11,330,026円
つみたて4資産均等バランス		4,048,967円
eMAXIS マイマネージャー 1970s		2,047,971円
eMAXIS マイマネージャー 1980s		479,191円
eMAXIS マイマネージャー 1990s		47,338円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2035(確定 拠出年金)		3,933,835円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2045(確定 拠出年金)		2,720,246円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2055(確定 拠出年金)		2,043,526円

三菱UFJ バランス・イノベーション(株式抑制型)	16,926,878,352円	6,706,510,531円
三菱UFJ バランス・イノベーション(株式重視型)	1,480,371,804円	
三菱UFJ バランス・イノベーション(新興国投資型)	19,113,224円	114,027,788円
三菱UFJ DCバランス・イノベーション(KAKUSHIN)	467,018,159円	581,579,095円
三菱UFJ バランス・イノベーション(債券重視型)	7,017,461,177円	8,035,970,632円
三菱UFJ アドバンスト・バランス(安定型)	490,618,980円	358,895,673円
三菱UFJ アドバンスト・バランス(安定成長型)	568,547,830円	366,808,791円
eMAXIS 債券バランス(2資産均等型)	63,022,348円	57,598,813円
eMAXIS バランス(4資産均等型)	39,694,435円	132,117,359円
eMAXIS 最適化バランス(マイゴールキーパー)	28,909,762円	210,450,955円
eMAXIS 最適化バランス(マイディフェンダー)	28,269,347円	149,346,189円
eMAXIS 最適化バランス(マイミッドフィルダー)	43,251,418円	290,132,588円
eMAXIS 最適化バランス(マイフォワード)	8,485,203円	44,379,753円
eMAXIS 最適化バランス(マイストライカー)	682,997円	8,157,191円
三菱UFJ バランスファンド45VA(適格機関投資家限定)	10,141,550,976円	123,555,278円
三菱UFJ バランスファンド40VA(適格機関投資家限定)	14,786,566,802円	14,424,052,010円
三菱UFJ バランスファンドVA20型(適格機関投資家限定)	1,965,834,712円	1,626,001,514円
三菱UFJ バランスファンドVA40型(適格機関投資家限定)	6,353,199,930円	6,220,654,204円
MUAM 日本債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	154,048,851,244円	165,783,691,544円
三菱UFJ バランスファンドVA50型(適格機関投資家限定)	6,158,886,058円	1,101,208,062円
三菱UFJ バランスファンドVA75型(適格機関投資家限定)	2,435,145,073円	167,008,424円
三菱UFJ バランスファンド55VA(適格機関投資家限定)	1,645,114,181円	42,917,210円
三菱UFJ バランスファンドVA45型(適格機関投資家限定)	583,663,735円	544,213,476円
三菱UFJ バランスファンドVA30型(適格機関投資家限定)	161,597,201円	149,513,453円
三菱UFJ バランスファンド50VA(適格機関投資家限定)	5,606,570,673円	5,583,874,774円
三菱UFJ バランスファンド20VA(適格機関投資家限定)	4,122,838,094円	3,959,829,341円
三菱UFJ グローバル型バランスファンド50VA(適格機関投資家限定)	6,181,404円	
MUKAM バランス・イノベーション(株式抑制型)(適格機関投資家転売制限付)	3,967,618,417円	6,766,754,551円
MUKAM バランス・イノベーション(リスク抑制型)(適格機関投資家転売制限付)	580,208,197円	2,521,341,477円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション(適格機関投資家転売制限付)	609,745,031円	547,557,174円
世界8資産バランスファンドVL(適格機関投資家限定)	20,131,733円	91,227,001円
MUKAM 下方リスク抑制型バランスファンド(適格機関投資家限定)	8,311,348,934円	19,327,404,491円
MUKAM バランス・イノベーション(債券重視型)(適格機関投資家転売制限付)		3,884,601円
インデックス・ライフ・バランスファンド(安定型)VA	27,406,688円	27,303,288円
インデックス・ライフ・バランスファンド(安定成長型)VA	66,466,513円	51,633,139円
インデックス・ライフ・バランスファンド(成長型)VA	80,792,269円	40,073,337円
インデックス・ライフ・バランスファンド(積極型)VA	44,341,227円	29,797,584円
三菱UFJ 日本債券インデックスファンドVA	19,821,328円	
三菱UFJ バランスVA30D(適格機関投資家限定)	241,047,327円	199,839,880円
三菱UFJ バランスVA60D(適格機関投資家限定)	526,973,710円	407,930,930円
三菱UFJ バランスVA30G(適格機関投資家限定)	215,724,689円	131,089,651円
三菱UFJ バランスVA60G(適格機関投資家限定)	511,380,772円	333,413,700円
三菱UFJ <DC>日本債券インデックスファンド	3,288,740,953円	3,429,514,464円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランスファンド(安定型)	1,771,876,449円	1,902,699,290円

三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド（安定成長型）	3,430,782,274円	3,739,798,531円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド（成長型）	1,835,936,307円	2,066,042,455円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド（積極型）	1,051,132,339円	1,244,687,041円
（合計）	325,711,127,600円	341,421,490,015円
2 受益権の総数	325,711,127,600口	341,421,490,015口
3 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.3137円 （13,137円）	1.3219円 （13,219円）

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	（自平成28年1月27日 至平成29年1月26日）	（自平成29年1月27日 至平成30年1月26日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同 左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等に晒されております。デリバティブ取引については、当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同 左
3 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同 左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[平成29年1月26日現在]	[平成30年1月26日現在]
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同 左
2 時価の算定方法	売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。デリバティブ取引は、該当事項はありません。	同 左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 同 左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	[平成29年1月26日現在]	[平成30年1月26日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	12,011,439,260	1,224,032,850
地方債証券	413,547,342	128,405,650
特殊債券	527,400,168	116,475,835
社債券	209,532,260	53,959,100
合計	13,161,919,030	1,522,873,435

（注）当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

債券関連

[平成29年1月26日現在]

該当事項はありません。

区分	種類	[平成30年1月26日現在]		
		契約額等(円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	債券先物取引 買建	1,204,510,000	1,203,360,000	1,150,000
合計		1,204,510,000	1,203,360,000	1,150,000

（注）時価の算定方法

- 先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式
該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評 価 額	備 考
国債証券	第373回利付国債（2年）	1,550,000,000	1,553,797,500	
	第374回利付国債（2年）	2,000,000,000	2,005,260,000	
	第375回利付国債（2年）	1,300,000,000	1,303,679,000	
	第376回利付国債（2年）	600,000,000	601,818,000	
	第377回利付国債（2年）	1,500,000,000	1,504,845,000	
	第378回利付国債（2年）	1,500,000,000	1,505,130,000	
	第381回利付国債（2年）	4,800,000,000	4,819,296,000	
	第382回利付国債（2年）	1,300,000,000	1,305,486,000	
	第383回利付国債（2年）	4,790,000,000	4,811,123,900	
	第117回利付国債（5年）	570,000,000	572,103,300	
	第118回利付国債（5年）	2,260,000,000	2,270,034,400	
	第119回利付国債（5年）	450,000,000	451,372,500	
	第120回利付国債（5年）	2,500,000,000	2,513,125,000	
	第121回利付国債（5年）	1,580,000,000	1,585,703,800	
	第122回利付国債（5年）	3,270,000,000	3,282,981,900	
	第123回利付国債（5年）	1,560,000,000	1,567,004,400	
	第124回利付国債（5年）	2,430,000,000	2,441,615,400	
	第125回利付国債（5年）	4,000,000,000	4,020,600,000	
	第126回利付国債（5年）	2,960,000,000	2,976,694,400	
	第127回利付国債（5年）	2,870,000,000	2,887,133,900	
	第128回利付国債（5年）	2,550,000,000	2,566,014,000	
	第129回利付国債（5年）	2,750,000,000	2,768,040,000	
	第130回利付国債（5年）	3,150,000,000	3,172,081,500	
	第131回利付国債（5年）	3,110,000,000	3,133,200,600	
	第132回利付国債（5年）	2,600,000,000	2,621,164,000	
	第133回利付国債（5年）	4,070,000,000	4,105,978,800	
	第134回利付国債（5年）	2,880,000,000	2,906,121,600	
	第1回利付国債（40年）	475,000,000	676,784,750	
	第2回利付国債（40年）	520,000,000	715,728,000	
	第3回利付国債（40年）	583,000,000	805,018,060	
	第4回利付国債（40年）	788,000,000	1,091,230,280	
	第5回利付国債（40年）	975,000,000	1,297,393,500	
	第6回利付国債（40年）	810,000,000	1,055,802,600	
	第7回利付国債（40年）	990,000,000	1,231,124,400	
	第8回利付国債（40年）	960,000,000	1,104,345,600	
	第9回利付国債（40年）	1,630,000,000	1,348,825,000	
	第10回利付国債（40年）	1,090,000,000	1,071,393,700	
	第299回利付国債（10年）	2,760,000,000	2,804,656,800	
	第300回利付国債（10年）	957,000,000	974,656,650	
	第301回利付国債（10年）	2,072,000,000	2,118,599,280	
	第302回利付国債（10年）	2,250,000,000	2,297,475,000	
	第303回利付国債（10年）	2,325,000,000	2,382,799,500	
	第304回利付国債（10年）	1,170,000,000	1,197,167,400	
	第305回利付国債（10年）	3,258,000,000	3,344,890,860	
	第306回利付国債（10年）	3,688,000,000	3,807,122,400	
第307回利付国債（10年）	1,610,000,000	1,658,557,600		
第308回利付国債（10年）	1,374,000,000	1,420,180,140		
第309回利付国債（10年）	3,100,000,000	3,189,342,000		
第310回利付国債（10年）	1,486,000,000	1,529,227,740		
第311回利付国債（10年）	2,100,000,000	2,149,980,000		
第312回利付国債（10年）	6,230,000,000	6,464,497,200		
第313回利付国債（10年）	2,969,000,000	3,099,665,690		

第314回利付国債(10年)	1,590,000,000	1,649,974,800
第315回利付国債(10年)	1,853,000,000	1,934,847,010
第316回利付国債(10年)	1,480,000,000	1,540,339,600
第317回利付国債(10年)	1,057,000,000	1,103,106,340
第318回利付国債(10年)	1,930,000,000	2,007,142,100
第319回利付国債(10年)	1,519,000,000	1,589,511,980
第320回利付国債(10年)	1,980,000,000	2,064,189,600
第321回利付国債(10年)	2,515,000,000	2,628,753,450
第322回利付国債(10年)	1,170,000,000	1,218,063,600
第323回利付国債(10年)	1,675,000,000	1,747,628,000
第324回利付国債(10年)	2,800,000,000	2,909,088,000
第325回利付国債(10年)	3,835,000,000	3,991,161,200
第326回利付国債(10年)	730,000,000	757,937,100
第327回利付国債(10年)	2,540,000,000	2,649,677,200
第328回利付国債(10年)	3,700,000,000	3,827,724,000
第329回利付国債(10年)	4,810,000,000	5,036,214,300
第330回利付国債(10年)	2,630,000,000	2,757,949,500
第331回利付国債(10年)	1,060,000,000	1,099,569,800
第332回利付国債(10年)	4,060,000,000	4,217,040,800
第333回利付国債(10年)	4,180,000,000	4,345,820,600
第334回利付国債(10年)	3,230,000,000	3,362,333,100
第335回利付国債(10年)	3,370,000,000	3,488,792,500
第336回利付国債(10年)	330,000,000	341,952,600
第337回利付国債(10年)	1,340,000,000	1,370,042,800
第338回利付国債(10年)	3,330,000,000	3,429,900,000
第339回利付国債(10年)	3,910,000,000	4,028,473,000
第340回利付国債(10年)	3,570,000,000	3,679,063,500
第341回利付国債(10年)	3,220,000,000	3,296,185,200
第342回利付国債(10年)	3,550,000,000	3,575,950,500
第343回利付国債(10年)	3,360,000,000	3,382,478,400
第344回利付国債(10年)	2,630,000,000	2,645,858,900
第345回利付国債(10年)	2,970,000,000	2,985,770,700
第346回利付国債(10年)	2,420,000,000	2,430,986,800
第347回利付国債(10年)	3,580,000,000	3,596,718,600
第348回利付国債(10年)	3,800,000,000	3,816,378,000
第349回利付国債(10年)	740,000,000	742,175,600
第1回利付国債(30年)	76,000,000	99,207,360
第2回利付国債(30年)	98,000,000	124,040,560
第3回利付国債(30年)	117,000,000	147,115,800
第4回利付国債(30年)	127,000,000	170,238,420
第5回利付国債(30年)	108,000,000	135,897,480
第6回利付国債(30年)	169,000,000	217,923,810
第7回利付国債(30年)	164,000,000	210,275,880
第8回利付国債(30年)	142,000,000	172,571,180
第9回利付国債(30年)	116,000,000	134,279,280
第10回利付国債(30年)	185,000,000	205,977,150
第11回利付国債(30年)	137,000,000	164,843,880
第12回利付国債(30年)	220,000,000	278,113,000
第13回利付国債(30年)	205,000,000	256,293,050
第14回利付国債(30年)	493,000,000	647,836,510
第15回利付国債(30年)	346,000,000	460,927,360
第16回利付国債(30年)	302,000,000	403,136,780
第17回利付国債(30年)	327,000,000	432,163,200
第18回利付国債(30年)	427,000,000	557,538,170
第19回利付国債(30年)	303,000,000	396,260,370
第20回利付国債(30年)	495,000,000	665,171,100
第21回利付国債(30年)	379,000,000	496,717,400
第22回利付国債(30年)	570,000,000	767,841,300
第23回利付国債(30年)	554,000,000	747,490,040
第24回利付国債(30年)	411,000,000	555,404,850
第25回利付国債(30年)	742,000,000	977,555,320
第26回利付国債(30年)	884,000,000	1,181,439,480
第27回利付国債(30年)	860,000,000	1,167,570,400
第28回利付国債(30年)	911,000,000	1,239,752,570
第29回利付国債(30年)	1,050,000,000	1,415,274,000
第30回利付国債(30年)	1,196,000,000	1,593,777,640
第31回利付国債(30年)	1,278,000,000	1,682,499,780
第32回利付国債(30年)	1,129,000,000	1,514,372,860
第33回利付国債(30年)	1,794,000,000	2,301,468,780
第34回利付国債(30年)	1,306,000,000	1,735,778,480
第35回利付国債(30年)	1,599,000,000	2,060,295,510
第36回利付国債(30年)	1,389,000,000	1,793,268,450
第37回利付国債(30年)	1,607,000,000	2,042,272,020

第38回利付国債(30年)	985,000,000	1,231,053,000
第39回利付国債(30年)	1,040,000,000	1,324,720,800
第40回利付国債(30年)	820,000,000	1,026,098,800
第41回利付国債(30年)	1,200,000,000	1,474,296,000
第42回利付国債(30年)	980,000,000	1,204,488,600
第43回利付国債(30年)	1,180,000,000	1,450,892,600
第44回利付国債(30年)	960,000,000	1,180,838,400
第45回利付国債(30年)	1,020,000,000	1,206,007,200
第46回利付国債(30年)	1,230,000,000	1,454,376,600
第47回利付国債(30年)	1,220,000,000	1,474,016,200
第48回利付国債(30年)	1,230,000,000	1,424,438,400
第49回利付国債(30年)	1,180,000,000	1,366,345,600
第50回利付国債(30年)	1,240,000,000	1,247,154,800
第51回利付国債(30年)	1,220,000,000	1,070,220,600
第52回利付国債(30年)	1,290,000,000	1,195,649,400
第53回利付国債(30年)	1,180,000,000	1,121,979,400
第54回利付国債(30年)	1,120,000,000	1,121,321,600
第55回利付国債(30年)	1,100,000,000	1,100,000,000
第56回利付国債(30年)	1,310,000,000	1,308,428,000
第57回利付国債(30年)	570,000,000	568,626,300
第42回利付国債(20年)	869,000,000	895,947,690
第43回利付国債(20年)	74,000,000	77,668,180
第44回利付国債(20年)	480,000,000	506,798,400
第47回利付国債(20年)	114,000,000	120,974,520
第48回利付国債(20年)	209,000,000	224,817,120
第49回利付国債(20年)	515,000,000	550,854,300
第51回利付国債(20年)	200,000,000	214,282,000
第52回利付国債(20年)	214,000,000	231,160,660
第54回利付国債(20年)	480,000,000	522,883,200
第55回利付国債(20年)	241,000,000	261,913,980
第56回利付国債(20年)	449,000,000	490,213,710
第58回利付国債(20年)	147,000,000	160,587,210
第59回利付国債(20年)	589,000,000	640,596,400
第61回利付国債(20年)	289,000,000	305,010,600
第63回利付国債(20年)	442,000,000	486,686,200
第64回利付国債(20年)	441,000,000	489,898,080
第65回利付国債(20年)	318,000,000	354,719,460
第66回利付国債(20年)	500,000,000	554,785,000
第68回利付国債(20年)	846,000,000	963,120,240
第70回利付国債(20年)	422,000,000	487,924,840
第71回利付国債(20年)	160,000,000	182,945,600
第72回利付国債(20年)	534,000,000	609,651,780
第73回利付国債(20年)	620,000,000	706,378,400
第74回利付国債(20年)	318,000,000	364,497,960
第75回利付国債(20年)	575,000,000	661,853,750
第76回利付国債(20年)	200,000,000	227,352,000
第77回利付国債(20年)	210,000,000	240,219,000
第78回利付国債(20年)	410,000,000	467,883,800
第79回利付国債(20年)	50,000,000	57,428,500
第80回利付国債(20年)	315,000,000	364,127,400
第81回利付国債(20年)	350,000,000	403,466,000
第82回利付国債(20年)	662,000,000	768,184,800
第83回利付国債(20年)	413,000,000	481,219,340
第84回利付国債(20年)	670,000,000	775,384,300
第85回利付国債(20年)	490,000,000	573,231,400
第86回利付国債(20年)	515,000,000	610,851,800
第87回利付国債(20年)	450,000,000	530,095,500
第88回利付国債(20年)	804,000,000	957,065,520
第89回利付国債(20年)	410,000,000	484,628,200
第90回利付国債(20年)	1,100,000,000	1,305,656,000
第91回利付国債(20年)	468,000,000	559,531,440
第92回利付国債(20年)	1,432,000,000	1,693,239,760
第93回利付国債(20年)	390,000,000	459,357,600
第94回利付国債(20年)	615,000,000	729,968,100
第95回利付国債(20年)	1,017,000,000	1,230,773,400
第96回利付国債(20年)	320,000,000	381,286,400
第97回利付国債(20年)	343,000,000	413,537,950
第98回利付国債(20年)	470,000,000	562,148,200
第99回利付国債(20年)	1,345,000,000	1,613,892,400
第100回利付国債(20年)	710,000,000	861,741,200
第101回利付国債(20年)	573,000,000	706,990,320
第102回利付国債(20年)	530,000,000	656,314,900
第103回利付国債(20年)	440,000,000	540,337,600

第104回利付国債(20年)	300,000,000	362,235,000	
第105回利付国債(20年)	1,020,000,000	1,235,383,200	
第106回利付国債(20年)	431,000,000	526,548,390	
第107回利付国債(20年)	567,000,000	688,763,250	
第108回利付国債(20年)	850,000,000	1,014,237,000	
第109回利付国債(20年)	250,000,000	299,057,500	
第110回利付国債(20年)	976,000,000	1,188,982,720	
第111回利付国債(20年)	711,000,000	876,627,450	
第112回利付国債(20年)	1,140,000,000	1,392,760,800	
第113回利付国債(20年)	1,532,000,000	1,876,929,800	
第114回利付国債(20年)	1,170,000,000	1,437,298,200	
第115回利付国債(20年)	754,000,000	935,073,100	
第116回利付国債(20年)	146,000,000	181,451,720	
第117回利付国債(20年)	1,710,000,000	2,104,873,200	
第118回利付国債(20年)	576,000,000	703,866,240	
第119回利付国債(20年)	660,000,000	790,501,800	
第120回利付国債(20年)	630,000,000	739,286,100	
第121回利付国債(20年)	1,019,000,000	1,235,578,260	
第122回利付国債(20年)	760,000,000	912,136,800	
第123回利付国債(20年)	1,018,000,000	1,262,594,860	
第124回利付国債(20年)	800,000,000	982,152,000	
第125回利付国債(20年)	634,000,000	796,278,640	
第126回利付国債(20年)	520,000,000	639,787,200	
第127回利付国債(20年)	840,000,000	1,022,750,400	
第128回利付国債(20年)	824,000,000	1,004,653,760	
第129回利付国債(20年)	650,000,000	784,049,500	
第130回利付国債(20年)	712,000,000	859,811,200	
第131回利付国債(20年)	880,000,000	1,051,054,400	
第132回利付国債(20年)	607,000,000	726,099,470	
第133回利付国債(20年)	1,340,000,000	1,620,931,000	
第134回利付国債(20年)	685,000,000	829,946,000	
第135回利付国債(20年)	600,000,000	718,278,000	
第136回利付国債(20年)	550,000,000	650,919,500	
第137回利付国債(20年)	342,000,000	410,010,120	
第138回利付国債(20年)	600,000,000	702,198,000	
第139回利付国債(20年)	380,000,000	450,300,000	
第140回利付国債(20年)	1,487,000,000	1,785,173,240	
第141回利付国債(20年)	1,550,000,000	1,861,891,000	
第142回利付国債(20年)	740,000,000	899,462,600	
第143回利付国債(20年)	1,610,000,000	1,911,617,400	
第144回利付国債(20年)	550,000,000	645,078,500	
第145回利付国債(20年)	2,020,000,000	2,430,544,800	
第146回利付国債(20年)	1,880,000,000	2,263,012,400	
第147回利付国債(20年)	2,100,000,000	2,496,942,000	
第148回利付国債(20年)	2,020,000,000	2,371,136,600	
第149回利付国債(20年)	2,170,000,000	2,548,838,600	
第150回利付国債(20年)	1,990,000,000	2,305,832,900	
第151回利付国債(20年)	1,950,000,000	2,195,037,000	
第152回利付国債(20年)	2,040,000,000	2,294,326,800	
第153回利付国債(20年)	2,100,000,000	2,395,533,000	
第154回利付国債(20年)	1,860,000,000	2,089,654,200	
第155回利付国債(20年)	2,130,000,000	2,320,081,200	
第156回利付国債(20年)	1,780,000,000	1,751,858,200	
第157回利付国債(20年)	1,830,000,000	1,731,710,700	
第158回利付国債(20年)	1,820,000,000	1,813,812,000	
第159回利付国債(20年)	1,980,000,000	2,003,779,800	
第160回利付国債(20年)	1,550,000,000	1,594,376,500	
第161回利付国債(20年)	1,610,000,000	1,622,670,700	
第162回利付国債(20年)	1,790,000,000	1,801,062,200	
第163回利付国債(20年)	650,000,000	652,899,000	
第14回ポーランド共和国円貨債券(2013)	100,000,000	100,187,000	
国債証券 小計	342,064,000,000	371,662,214,780	
地方債証券			
第1回東京都公募公債(20年)	20,000,000	21,592,200	
第7回東京都公募公債(30年)	10,000,000	13,253,200	
第8回東京都公募公債(30年)	80,000,000	101,808,800	
第16回東京都公募公債(20年)	100,000,000	118,488,000	
第20回東京都公募公債(20年)	80,000,000	96,165,600	
第21回東京都公募公債(20年)	80,000,000	97,317,600	
第22回東京都公募公債(20年)	120,000,000	142,730,400	
第24回東京都公募公債(20年)	70,000,000	84,330,400	
第28回東京都公募公債(20年)	100,000,000	115,878,000	
第669回東京都公募公債	50,000,000	51,117,000	
第678回東京都公募公債	100,000,000	102,560,000	

第680回東京都公募公債	100,000,000	102,911,000	
第681回東京都公募公債	100,000,000	102,933,000	
第686回東京都公募公債	100,000,000	102,511,000	
第693回東京都公募公債	100,000,000	104,254,000	
第705回東京都公募公債	170,000,000	177,165,500	
第709回東京都公募公債	100,000,000	103,248,000	
第726回東京都公募公債	100,000,000	103,846,000	
第757回東京都公募公債	100,000,000	98,965,000	
第758回東京都公募公債	300,000,000	296,895,000	
第764回東京都公募公債	300,000,000	301,182,000	
第765回東京都公募公債	300,000,000	300,945,000	
第769回東京都公募公債	200,000,000	200,554,000	
平成21年度第12回北海道公募公債	100,000,000	102,654,000	
平成21年度第2回北海道公募公債	100,000,000	102,178,000	
平成22年度第8回北海道公募公債	100,000,000	102,533,000	
平成25年度第4回北海道公募公債	100,000,000	104,154,000	
平成25年度第9回北海道公募公債	300,000,000	310,488,000	
平成27年度第1回北海道公募公債	100,000,000	102,119,000	
第1回神奈川県公募公債(20年)	100,000,000	115,608,000	
第2回神奈川県公募公債(20年)	80,000,000	91,223,200	
第2回神奈川県公募公債(30年)	80,000,000	110,055,200	
第3回神奈川県公募公債(20年)	100,000,000	114,544,000	
第27回神奈川県公募公債(20年)	100,000,000	112,845,000	
第162回神奈川県公募公債	140,450,000	143,567,990	
第163回神奈川県公募公債	114,000,000	116,180,820	
第165回神奈川県公募公債	54,660,000	55,894,222	
第171回神奈川県公募公債	100,000,000	102,958,000	
第191回神奈川県公募公債	100,000,000	103,422,000	
第221回神奈川県公募公債	100,000,000	99,132,000	
第226回神奈川県公募公債	100,000,000	100,000,000	
第5回大阪府公募公債(20年)	100,000,000	121,262,000	
第11回大阪府公募公債(20年)	200,000,000	234,488,000	
第326回大阪府公募公債	10,000,000	10,217,400	
第331回大阪府公募公債	100,000,000	102,421,000	
第332回大阪府公募公債	71,600,000	73,634,872	
第343回大阪府公募公債	70,000,000	71,809,500	
第348回大阪府公募公債	10,000,000	10,405,500	
第351回大阪府公募公債	100,000,000	104,002,000	
第358回大阪府公募公債	56,000,000	58,078,720	
第359回大阪府公募公債	56,000,000	58,165,520	
第376回大阪府公募公債	106,000,000	110,362,960	
第388回大阪府公募公債	200,000,000	205,556,000	
第389回大阪府公募公債	100,000,000	102,714,000	
第393回大阪府公募公債	110,000,000	112,599,300	
第413回大阪府公募公債	200,000,000	196,922,000	
平成21年度第5回京都府公募公債	20,000,000	20,503,400	
平成23年度第9回京都府公募公債	140,000,000	145,544,000	
平成24年度第10回京都府公募公債	100,000,000	103,079,000	
平成24年度第3回京都府公募公債(20年)	200,000,000	232,390,000	
平成25年度第2回京都府公募公債(15年)	100,000,000	107,897,000	
第1回兵庫県公募公債(18年)	200,000,000	221,054,000	
第2回兵庫県公募公債(30年)	40,000,000	52,125,200	
第4回兵庫県公募公債(15年)	100,000,000	110,034,000	
第5回兵庫県公募公債(15年)	100,000,000	110,679,000	
第8回兵庫県公募公債(15年)	100,000,000	108,231,000	
第15回兵庫県公募公債(20年)	300,000,000	347,628,000	
第16回兵庫県公募公債(20年)	100,000,000	116,716,000	
平成21年度第1回兵庫県公募公債	120,000,000	122,361,600	
平成21年度第25回兵庫県公募公債	100,000,000	102,740,000	
平成21年度第4回静岡県公募公債	52,920,000	54,185,846	
平成22年度第1回静岡県公募公債	101,700,000	104,928,975	
平成22年度第6回静岡県公募公債	100,000,000	102,849,000	
平成22年度第8回静岡県公募公債	100,000,000	102,650,000	
平成25年度第1回静岡県公募公債	100,000,000	102,670,000	
平成25年度第11回静岡県公募公債(5年)	100,000,000	100,201,000	
平成25年度第5回静岡県公募公債	100,000,000	104,654,000	
平成25年度第8回静岡県公募公債	130,000,000	134,598,100	
平成27年度第3回静岡県公募公債	121,000,000	124,673,560	
平成23年度第14回愛知県公募公債	100,000,000	103,687,000	
平成23年度第17回愛知県公募公債	100,000,000	103,809,000	
平成23年度第7回愛知県公募公債	100,000,000	103,762,000	
平成23年度第9回愛知県公募公債	100,000,000	103,593,000	
平成24年度第13回愛知県公募公債	100,000,000	103,463,000	

平成24年度第14回愛知県公募公債(15年)	300,000,000	332,043,000	
平成26年度第12回愛知県公募公債	100,000,000	102,677,000	
平成26年度第9回愛知県公募公債	100,000,000	103,044,000	
平成27年度第18回愛知県公募公債	100,000,000	100,517,000	
平成27年度第5回愛知県公募公債	100,000,000	103,005,000	
平成28年度第1回愛知県公募公債	100,000,000	99,308,000	
平成28年度第16回愛知県公募公債	100,000,000	100,569,000	
平成22年度第8回広島県公募公債	26,650,000	27,743,183	
平成23年度第1回広島県公募公債	100,000,000	103,843,000	
平成25年度第7回広島県公募公債	100,000,000	103,397,000	
平成27年度第4回広島県公募公債	100,000,000	102,562,000	
平成28年度第4回広島県公募公債	100,000,000	98,872,000	
平成29年度第3回広島県公募公債	100,000,000	99,432,000	
平成21年度第8回埼玉県公募公債	100,000,000	102,425,000	
平成23年度第1回埼玉県公募公債	100,000,000	104,349,000	
平成23年度第4回埼玉県公募公債	100,000,000	104,070,000	
平成24年度第6回埼玉県公募公債	100,000,000	103,556,000	
平成26年度第8回埼玉県公募公債	100,000,000	101,508,000	
平成27年度第6回埼玉県公募公債	200,000,000	205,384,000	
平成27年度第7回埼玉県公募公債	400,000,000	410,136,000	
平成29年度第6回埼玉県公募公債	100,000,000	99,432,000	
平成19年度第1回福岡県公募公債(30年)	70,000,000	94,003,000	
平成20年度第1回福岡県公募公債(30年)	80,000,000	102,528,000	
平成21年度第11回福岡県公募公債	100,000,000	102,933,000	
平成22年度第3回福岡県公募公債	100,000,000	102,779,000	
平成22年度第5回福岡県公募公債	20,000,000	20,500,600	
平成26年度第1回福岡県公募公債	100,000,000	103,530,000	
平成26年度第8回福岡県公募公債	100,000,000	102,237,000	
平成27年度第7回福岡県公募公債	100,000,000	102,494,000	
第9回千葉県公募公債(20年)	80,000,000	94,448,800	
平成22年度第11回千葉県公募公債	80,000,000	82,951,200	
平成23年度第9回千葉県公募公債	20,000,000	20,788,400	
平成24年度第1回千葉県公募公債	20,000,000	20,846,800	
平成24年度第6回千葉県公募公債	100,000,000	103,636,000	
平成25年度第1回千葉県公募公債	82,500,000	84,706,050	
平成28年度第5回千葉県公募公債	100,000,000	99,606,000	
平成28年度第8回千葉県公募公債	200,000,000	200,360,000	
平成21年度第1回新潟県公募公債	23,000,000	23,480,470	
平成28年度第2回新潟県公募公債	100,000,000	99,867,000	
第15回群馬県公募公債	100,000,000	99,045,000	
平成28年度第1回岐阜県公募公債	100,000,000	98,881,000	
平成24年度第1回大分県公募公債	100,260,000	103,831,261	
第74回共同発行市場公募地方債	100,000,000	102,036,000	
第75回共同発行市場公募地方債	100,000,000	102,271,000	
第77回共同発行市場公募地方債	10,000,000	10,237,300	
第78回共同発行市場公募地方債	130,000,000	132,938,000	
第79回共同発行市場公募地方債	200,000,000	204,568,000	
第81回共同発行市場公募地方債	109,500,000	112,196,985	
第90回共同発行市場公募地方債	30,000,000	30,870,000	
第95回共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,845,000	
第100回共同発行市場公募地方債	100,000,000	104,092,000	
第101回共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,608,000	
第103回共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,589,000	
第107回共同発行市場公募地方債	200,000,000	207,820,000	
第109回共同発行市場公募地方債	170,000,000	177,197,800	
第110回共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,625,000	
第113回共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,288,000	
第114回共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,575,000	
第117回共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,251,000	
第120回共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,135,000	
第126回共同発行市場公募地方債	210,000,000	218,639,400	
第127回共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,431,000	
第129回共同発行市場公募地方債	200,000,000	207,352,000	
第132回共同発行市場公募地方債	200,000,000	206,918,000	
第135回共同発行市場公募地方債	200,000,000	207,120,000	
第136回共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,262,000	
第142回共同発行市場公募地方債	200,000,000	203,148,000	
第144回共同発行市場公募地方債	100,000,000	102,483,000	
第145回共同発行市場公募地方債	100,000,000	102,016,000	
第146回共同発行市場公募地方債	200,000,000	206,208,000	
第150回共同発行市場公募地方債	300,000,000	308,178,000	
第153回共同発行市場公募地方債	100,000,000	102,534,000	
第163回共同発行市場公募地方債	500,000,000	494,625,000	

第166回共同発行市場公募地方債	300,000,000	299,604,000	
平成25年度第1回長崎県公募公債	200,000,000	208,236,000	
平成23年度第1回滋賀県公募公債	100,000,000	103,741,000	
平成25年度第1回栃木県公募公債	100,000,000	103,283,000	
平成24年度第2回熊本県公募公債	50,000,000	51,776,000	
平成22年度第1回新潟市公募公債	54,980,000	56,866,363	
平成26年度第1回新潟市公募公債	100,000,000	102,340,000	
平成23年度第1回浜松市公募公債	38,200,000	39,660,386	
平成25年度第1回浜松市公募公債	161,000,000	167,440,000	
第1回大阪市公募公債(15年)	200,000,000	226,524,000	
第5回大阪市公募公債(20年)	100,000,000	122,903,000	
平成21年度第6回大阪市公募公債	125,000,000	128,518,750	
平成23年度第10回大阪市公募公債	10,000,000	10,363,900	
平成26年度第5回大阪市公募公債	100,000,000	103,197,000	
第1回名古屋市長屋市公募公債(12年)	100,000,000	106,614,000	
第9回名古屋市長屋市公募公債(20年)	400,000,000	478,012,000	
第10回名古屋市長屋市公募公債(20年)	80,000,000	97,508,800	
第477回名古屋市長屋市公募公債	100,000,000	103,848,000	
第5回京都市公募公債(20年)	50,000,000	59,407,000	
平成23年度第2回京都市公募公債	100,000,000	103,607,000	
平成24年度第4回京都市公募公債	100,000,000	103,546,000	
平成18年度第3回神戸市公募公債(20年)	120,000,000	143,648,400	
平成22年度第9回神戸市公募公債(20年)	80,000,000	97,124,000	
平成29年度第6回神戸市公募公債	300,000,000	300,288,000	
第7回横浜市公募公債(20年)	200,000,000	229,978,000	
第17回横浜市公募公債(20年)	80,000,000	95,197,600	
第20回横浜市公募公債(20年)	80,000,000	96,202,400	
平成24年度第4回横浜市公募公債	100,000,000	103,771,000	
第25回横浜市公募公債(20年)	100,000,000	117,416,000	
平成27年度第2回横浜市公募公債	200,000,000	206,406,000	
第27回横浜市公募公債(20年)	60,000,000	69,523,800	
平成21年度第5回札幌市公募公債	112,000,000	114,455,040	
平成22年度第8回札幌市公募公債(30年)	80,000,000	103,360,800	
平成27年度第9回札幌市公募公債	100,000,000	100,351,000	
第3回川崎市公募公債(15年)	100,000,000	105,189,000	
第44回川崎市公募公債(5年)	130,400,000	130,809,456	
第81回川崎市公募公債	100,000,000	101,762,000	
第82回川崎市公募公債	100,000,000	102,456,000	
第17回北九州市公募公債(20年)	100,000,000	114,980,000	
平成22年度第9回福岡市公募公債	106,500,000	110,835,615	
平成23年度第6回福岡市公募公債	100,000,000	103,597,000	
平成25年度第4回福岡市公募公債	50,000,000	51,714,500	
平成26年度第6回福岡市公募公債(20年)	100,000,000	112,434,000	
平成25年度第2回広島市公募公債	100,000,000	103,738,000	
平成28年度第5回広島市公募公債	100,000,000	100,402,000	
平成22年度第2回千葉市公募公債	100,000,000	102,434,000	
平成22年度第1回三重県公募公債	87,050,000	89,587,507	
平成23年度第1回三重県公募公債	98,410,000	102,095,454	
平成24年度第4回福井県公募公債	100,000,000	102,022,000	
平成26年度第1回徳島県公募公債	100,000,000	102,577,000	
平成26年度第1回岡山市公募公債	100,000,000	101,475,000	
平成28年度第1回岡山市公募公債	100,000,000	99,867,000	
平成28年度第1回秋田県公募公債	100,000,000	100,045,000	
地方債証券 小計	24,279,780,000	25,595,673,605	
特殊債券			
第5回政府保証日本政策投資銀行	50,000,000	50,869,500	
第7回政府保証日本政策投資銀行	100,000,000	102,947,000	
第19回政府保証日本政策投資銀行	300,000,000	309,969,000	
第22回政府保証日本政策投資銀行	20,000,000	20,773,800	
第35回政府保証日本政策投資銀行	100,000,000	99,060,000	
第39回政府保証日本政策投資銀行	106,000,000	106,095,400	
第41回政府保証日本政策投資銀行	100,000,000	99,430,000	
第78回日本政策投資銀行債券(財投機関債)	200,000,000	199,910,000	
第8回日本高速道路保有・債務返済機構債券(財投機関債)	20,000,000	23,642,000	
第9回道債債券(財投機関債)	100,000,000	133,297,000	
第12回日本高速道路保有・債務返済機構債券(財投機関債)	100,000,000	119,294,000	
第17回日本高速道路保有・債務返済機構債券(財投機関債)	600,000,000	709,872,000	
第18回日本高速道路保有・債務返済機構債券(財投機関債)	30,000,000	44,093,400	
第19回日本高速道路保有・債務返済機構債券(財投機関債)	100,000,000	144,160,000	

第22回日本高速道路保有・債務返済機構債券 (財投機関債)	130,000,000	184,769,000	
第23回日本高速道路保有・債務返済機構債券 (財投機関債)	60,000,000	72,118,800	
第27回日本高速道路保有・債務返済機構債券 (財投機関債)	100,000,000	120,133,000	
第37回日本高速道路保有・債務返済機構債券 (財投機関債)	300,000,000	365,238,000	
第42回道路債券(財投機関債)	230,000,000	263,658,200	
第47回日本高速道路保有・債務返済機構債券 (財投機関債)	150,000,000	184,389,000	
第58回日本高速道路保有・債務返済機構債券 (財投機関債)	50,000,000	60,543,500	
第75回政府保証日本高速道路保有・債務返済機 構債券	159,000,000	161,299,140	
第77回政府保証日本高速道路保有・債務返済機 構債券	141,000,000	143,141,790	
第81回政府保証日本高速道路保有・債務返済機 構債券	200,000,000	240,948,000	
第83回日本高速道路保有・債務返済機構債券 (財投機関債)	50,000,000	59,683,000	
第85回政府保証日本高速道路保有・債務返済機 構債券	100,000,000	102,159,000	
第89回政府保証日本高速道路保有・債務返済機 構債券	179,000,000	182,991,700	
第89回日本高速道路保有・債務返済機構債券 (財投機関債)	100,000,000	117,206,000	
第90回政府保証日本高速道路保有・債務返済機 構債券	100,000,000	120,834,000	
第92回政府保証日本高速道路保有・債務返済機 構債券	100,000,000	120,926,000	
第95回政府保証日本高速道路保有・債務返済機 構債券	139,000,000	142,276,230	
第98回政府保証日本高速道路保有・債務返済機 構債券	210,000,000	215,623,800	
第101回政府保証日本高速道路保有・債務返済 機構債券	100,000,000	130,603,000	
第103回政府保証日本高速道路保有・債務返済 機構債券	50,000,000	51,425,500	
第106回政府保証日本高速道路保有・債務返済 機構債券	100,000,000	121,356,000	
第110回政府保証日本高速道路保有・債務返済 機構債券	444,000,000	458,319,000	
第112回政府保証日本高速道路保有・債務返済 機構債券	141,000,000	145,000,170	
第117回政府保証日本高速道路保有・債務返済 機構債券	100,000,000	102,745,000	
第124回政府保証日本高速道路保有・債務返済 機構債券	71,000,000	73,542,510	
第127回政府保証日本高速道路保有・債務返済 機構債券	100,000,000	120,917,000	
第135回政府保証日本高速道路保有・債務返済 機構債券	91,000,000	94,407,950	
第139回政府保証日本高速道路保有・債務返済 機構債券	260,000,000	270,215,400	
第139回日本高速道路保有・債務返済機構債券 (財投機関債)	200,000,000	204,608,000	
第142回政府保証日本高速道路保有・債務返済 機構債券	122,000,000	126,451,780	
第144回日本高速道路保有・債務返済機構債券 (財投機関債)	600,000,000	613,140,000	
第147回政府保証日本高速道路保有・債務返済 機構債券	100,000,000	103,794,000	
第148回政府保証日本高速道路保有・債務返済 機構債券	200,000,000	237,464,000	
第149回政府保証日本高速道路保有・債務返済 機構債券	136,000,000	141,279,520	
第153回日本高速道路保有・債務返済機構債券 (財投機関債)	100,000,000	122,223,000	
第157回政府保証日本高速道路保有・債務返済 機構債券	112,000,000	116,122,720	
第159回政府保証日本高速道路保有・債務返済 機構債券	109,000,000	113,060,250	
第161回政府保証日本高速道路保有・債務返済 機構債券	100,000,000	104,178,000	

第162回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	118,118,000	
第165回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	243,728,000	
第166回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	12,000,000	12,475,200	
第173回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	301,000,000	312,528,300	
第177回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,875,000	
第186回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,326,000	
第188回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	113,545,000	
第189回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	153,000,000	157,157,010	
第193回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	104,670,000	
第195回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	223,000,000	233,869,020	
第200回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	104,366,000	
第213回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	222,000,000	230,194,020	
第220回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,800,000	
第222回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,541,000	
第226回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	113,633,000	
第229回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,190,000	
第234回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	102,763,000	
第236回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	101,761,000	
第241回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	102,675,000	
第243回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	102,280,000	
第266回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	130,000,000	132,324,400	
第300回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	199,644,000	
第344回政府保証道路債券	100,000,000	104,020,000	
第1回政府保証地方公共団体金融機構債券（8年）	300,000,000	306,489,000	
第1回地方公共団体金融機構債券（財投機関債）	100,000,000	102,332,000	
第1回地方公共団体金融機構債券（20年）（財投機関債）	50,000,000	60,787,000	
第2回政府保証地方公共団体金融機構債券	25,000,000	25,521,250	
第2回地方公共団体金融機構債券（財投機関債）	80,000,000	81,677,600	
第3回政府保証地方公共団体金融機構債券	200,000,000	204,754,000	
第3回公営企業債券（20年）（財投機関債）	20,000,000	20,942,400	
第3回地方公営企業等金融機構債券（財投機関債）	100,000,000	102,051,000	
第3回地方公共団体金融機構債券（15年）（財投機関債）	100,000,000	109,220,000	
第4回政府保証公営企業債券（15年）	100,000,000	108,554,000	
第5回政府保証公営企業債券（15年）	100,000,000	109,919,000	
第6回公営企業債券（20年）（財投機関債）	100,000,000	111,185,000	
第7回政府保証地方公営企業等金融機構債券	100,000,000	101,739,000	
第8回政府保証地方公営企業等金融機構債券	148,000,000	150,995,520	
第8回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	102,638,000	
第9回政府保証地方公共団体金融機構債券	149,000,000	153,373,150	
第9回政府保証地方公共団体金融機構債券（6年）	100,000,000	100,434,000	
第9回公営企業債券（20年）（財投機関債）	50,000,000	57,205,500	
第10回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	102,828,000	
第12回地方公共団体金融機構債券（20年）（財投機関債）	100,000,000	121,085,000	
第13回地方公共団体金融機構債券（財投機関債）	100,000,000	103,058,000	
第14回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	102,793,000	

第14回地方公共団体金融機構債券(20年) (財投機関債)	80,000,000	98,116,000	
第16回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	102,699,000	
第16回政府保証地方公共団体金融機構債券(6年)	200,000,000	201,134,000	
第16回地方公共団体金融機構債券(財投機関債)	100,000,000	103,082,000	
第16回地方公共団体金融機構債券(20年) (財投機関債)	80,000,000	94,727,200	
第17回地方公共団体金融機構債券(20年) (財投機関債)	100,000,000	118,746,000	
第19回地方公共団体金融機構債券(財投機関債)	50,000,000	51,846,000	
第20回地方公共団体金融機構債券(財投機関債)	100,000,000	103,760,000	
第22回政府保証地方公共団体金融機構債券	30,000,000	31,241,700	
第22回地方公共団体金融機構債券(20年) (財投機関債)	200,000,000	233,824,000	
第23回地方公共団体金融機構債券(20年) (財投機関債)	300,000,000	350,487,000	
F24回地方公共団体金融機構債券(財投機関債)	70,000,000	75,637,100	
第25回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	104,126,000	
第27回地方公共団体金融機構債券(20年) (財投機関債)	50,000,000	59,226,500	
第29回政府保証地方公共団体金融機構債券	21,000,000	21,790,230	
第30回地方公共団体金融機構債券(財投機関債)	300,000,000	311,601,000	
第31回政府保証地方公共団体金融機構債券	50,000,000	52,155,000	
第37回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	103,928,000	
第39回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	103,645,000	
第46回政府保証地方公共団体金融機構債券	17,000,000	17,565,420	
第48回政府保証地方公共団体金融機構債券	36,000,000	37,111,320	
第55回政府保証地方公共団体金融機構債券	160,000,000	166,190,400	
第62回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	103,518,000	
第66回政府保証地方公共団体金融機構債券	300,000,000	308,745,000	
第67回政府保証地方公共団体金融機構債券	200,000,000	205,492,000	
第77回地方公共団体金融機構債券(財投機関債)	100,000,000	102,377,000	
第89回政府保証地方公共団体金融機構債券	203,000,000	200,898,950	
F89回地方公共団体金融機構債券(財投機関債)	300,000,000	338,664,000	
第94回政府保証地方公共団体金融機構債券	104,000,000	104,093,600	
第95回政府保証地方公共団体金融機構債券	114,000,000	114,000,000	
第100回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	99,430,000	
F110回地方公共団体金融機構債券(財投機関債)	100,000,000	100,693,000	
F123回地方公共団体金融機構債券(財投機関債)	100,000,000	114,500,000	
F131回地方公共団体金融機構債券(財投機関債)	100,000,000	114,397,000	
F147回地方公共団体金融機構債券(財投機関債)	150,000,000	164,466,000	
F197回地方公共団体金融機構債券(財投機関債)	100,000,000	107,789,000	
F226回地方公共団体金融機構債券(財投機関債)	100,000,000	108,378,000	
第2回政府保証公営企業債券(15年)	100,000,000	106,828,000	
第7回阪神高速道路債券(財投機関債)	200,000,000	228,704,000	
第5回政府保証日本政策金融公庫債券	123,000,000	125,685,090	
第10回日本政策金融公庫(財投機関債)	80,000,000	96,990,400	
第15回日本政策金融公庫(財投機関債)	80,000,000	94,963,200	
第25回政府保証日本政策金融公庫債券	100,000,000	104,040,000	
第27回政府保証日本政策金融公庫債券	200,000,000	201,254,000	
第37回政府保証日本政策金融公庫債券	100,000,000	102,540,000	
第100回都市再生債券(財投機関債)	100,000,000	102,792,000	
第201回政府保証預金保険機構債券	200,000,000	200,272,000	
第211回政府保証預金保険機構債券	100,000,000	100,428,000	
第1回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	18,048,000	19,012,665	
第1回貸付債権担保S種住宅金融支援機構債券	17,740,000	18,794,110	
第2回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	19,225,000	20,356,006	
第2回貸付債権担保S種住宅金融支援機構債券	18,118,000	19,322,303	
第3回一般担保住宅金融支援機構債券(財投機関債)	100,000,000	118,276,000	

第4回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	18,957,000	20,129,869
第5回貸付債権担保S種住宅金融公庫債券	15,609,000	16,232,891
第6回貸付債権担保S種住宅金融公庫債券	16,330,000	17,301,798
第6回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	18,474,000	19,496,166
第6回貸付債権担保S種住宅金融支援機構債券	18,852,000	19,903,376
第6回一般担保住宅金融支援機構債券(財投機関債)	200,000,000	241,208,000
第7回貸付債権担保S種住宅金融公庫債券	16,377,000	17,344,061
第8回貸付債権担保住宅金融公庫債券	12,060,000	12,302,044
第8回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	19,932,000	21,022,479
第9回貸付債権担保住宅金融公庫債券	11,715,000	11,884,750
第9回貸付債権担保S種住宅金融公庫債券	17,202,000	18,219,154
第9回貸付債権担保S種住宅金融支援機構債券	20,217,000	21,560,015
第10回貸付債権担保住宅金融公庫債券	25,232,000	25,749,256
第10回貸付債権担保S種住宅金融公庫債券	17,584,000	18,651,700
第13回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	21,316,000	22,614,997
第14回貸付債権担保住宅金融公庫債券	13,274,000	13,610,097
第14回貸付債権担保S種住宅金融支援機構債券	21,872,000	22,524,004
第16回貸付債権担保S種住宅金融支援機構債券	24,295,000	25,120,058
第17回貸付債権担保S種住宅金融支援機構債券	24,684,000	25,585,212
第18回貸付債権担保S種住宅金融支援機構債券	74,307,000	76,726,435
第19回貸付債権担保住宅金融公庫債券	14,911,000	15,458,531
第20回貸付債権担保住宅金融公庫債券	15,820,000	16,608,943
第25回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	59,906,000	65,059,713
第30回貸付債権担保住宅金融公庫債券	15,944,000	16,460,426
第31回貸付債権担保住宅金融公庫債券	35,828,000	37,183,373
第32回貸付債権担保住宅金融公庫債券	19,167,000	19,928,696
第33回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	36,950,000	39,460,383
第35回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	39,339,000	41,842,140
第36回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	40,067,000	42,500,669
第37回貸付債権担保住宅金融公庫債券	18,652,000	19,521,183
第38回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	42,330,000	44,619,206
第39回貸付債権担保住宅金融公庫債券	18,037,000	18,841,991
第40回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	44,797,000	46,826,304
第41回貸付債権担保住宅金融公庫債券	19,503,000	20,607,064
第42回貸付債権担保住宅金融公庫債券	17,684,000	18,756,004
第43回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	51,342,000	54,382,473
第44回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	50,944,000	54,367,946
第45回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	43,628,000	46,444,623
第47回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	40,011,000	42,736,549
第48回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	123,939,000	132,402,794
第49回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	40,560,000	43,087,293
第50回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	40,865,000	43,254,785
第51回貸付債権担保住宅金融公庫債券	17,348,000	18,350,714
第51回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	44,449,000	47,084,825
第52回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	47,223,000	49,810,820
第53回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	49,180,000	51,835,720
第56回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	53,599,000	56,419,379
第57回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	160,257,000	168,832,352
第59回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	54,835,000	57,784,574
第60回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	57,263,000	60,069,459
第62回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	58,541,000	61,116,218
第62回一般担保住宅金融支援機構債券(財投機関債)	50,000,000	60,783,000
第63回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	57,705,000	59,952,032
第66回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	61,242,000	63,749,859
第70回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	56,800,000	59,455,400
第74回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	62,357,000	65,668,780
第75回一般担保住宅金融支援機構債券(財投機関債)	80,000,000	96,923,200
第76回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	382,242,000	399,756,328
第77回一般担保住宅金融支援機構債券(財投機関債)	30,000,000	33,840,000
第78回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	57,288,000	59,573,791
第80回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	124,122,000	129,078,191
第81回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	61,736,000	64,214,083
第83回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	63,998,000	66,486,882
第84回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	129,542,000	134,393,347
第85回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	131,996,000	137,029,007
第88回一般担保住宅金融支援機構債券(財投機関債)	100,000,000	118,688,000
第89回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	69,833,000	72,241,540
第90回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	211,479,000	217,819,140

第91回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	143,282,000	147,322,552
第92回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	72,525,000	74,141,582
第93回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	151,716,000	153,761,131
第95回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	251,631,000	258,379,743
第98回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	252,519,000	260,698,090
第99回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	169,294,000	174,550,578
第100回一般担保住宅金融支援機構債券(財投機関債)	100,000,000	119,356,000
第102回一般担保住宅金融支援機構債券(財投機関債)	200,000,000	221,778,000
第103回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	437,585,000	450,861,328
第105回一般担保住宅金融支援機構債券(財投機関債)	100,000,000	111,414,000
第118回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	290,898,000	292,524,119
第121回一般担保住宅金融支援機構債券(財投機関債)	130,000,000	167,833,900
第123回一般担保住宅金融支援機構債券(財投機関債)	100,000,000	118,646,000
第128回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	99,962,000
第129回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	100,239,000
第203回一般担保住宅金融支援機構債券(財投機関債)	300,000,000	300,135,000
第6回沖縄振興開発金融公庫債券(財投機関債)	50,000,000	56,870,000
い第768号商工債券	100,000,000	100,199,000
い第773号商工債券	100,000,000	100,173,000
い第775号商工債券	600,000,000	601,134,000
い第776号商工債券	100,000,000	100,098,000
い第781号商工債券	100,000,000	100,287,000
い第765号農林債券	100,000,000	100,276,000
い第769号農林債券	100,000,000	100,360,000
い第774号農林債券	100,000,000	100,356,000
第291回信金中金債	100,000,000	100,222,000
第293回信金中金債	100,000,000	100,254,000
第304回信金中金債	200,000,000	200,690,000
第311回信金中金債	200,000,000	200,878,000
第315回信金中金債	200,000,000	199,900,000
第322回信金中金債	400,000,000	399,120,000
第332回信金中金債	300,000,000	299,796,000
第11号商工債券(10年)	100,000,000	102,346,000
第7回国際協力機構債券(財投機関債)	70,000,000	84,141,400
第11回国際協力機構債券(財投機関債)	30,000,000	31,302,600
第39回東日本高速道路	500,000,000	499,705,000
第33回中日本高速道路	50,000,000	51,888,000
第18回西日本高速道路	100,000,000	103,793,000
第20回西日本高速道路	100,000,000	103,353,000
第29回西日本高速道路	400,000,000	402,688,000
第132回福岡北九州高速道路債券	100,000,000	102,374,000
特殊債券 小計	29,905,129,000	31,861,907,739
社債券		
第14回フランス相互信用連合銀行	200,000,000	202,672,000
第19回フランス相互信用連合銀行	200,000,000	209,556,000
第5回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー	100,000,000	100,642,000
第7回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー	100,000,000	100,660,000
第347回東京交通債券	100,000,000	111,405,000
第38回関西国際空港	50,000,000	52,076,000
第15回GEキャピタルコーポレーション	100,000,000	105,536,000
第9回ナショナル・オーストラリア銀行	100,000,000	100,283,000
第11回ナショナル・オーストラリア銀行	100,000,000	100,167,000
第8回オーストラリア・コモンウェルス銀行	300,000,000	300,849,000
第9回ラボバンク・ネダーランド	100,000,000	104,748,000
第23回ラボバンク・ネダーランド	100,000,000	100,396,000
第27回ラボバンク・ネダーランド	100,000,000	100,475,000
第7回大和ハウス工業	200,000,000	199,260,000
第7回明治ホールディングス	100,000,000	99,477,000
第10回アサヒグループホールディングス	100,000,000	99,941,000
第11回アサヒグループホールディングス	100,000,000	99,744,000
第24回味の素	100,000,000	99,849,000
第4回トヨタ紡織	300,000,000	298,779,000
第8回セブン&アイ・ホールディングス	100,000,000	100,330,000
第11回セブン&アイ・ホールディングス	300,000,000	303,264,000
第31回東レ	100,000,000	99,210,000
第21回三菱ケミカルホールディングス	100,000,000	99,800,000
第3回富士フイルムホールディングス	100,000,000	103,334,000
第4回富士フイルムホールディングス	500,000,000	498,940,000

第9回資生堂	100,000,000	99,783,000	
第23回ジェイ エフ イー ホールディングス	300,000,000	298,668,000	
第1回リクルートホールディングス	300,000,000	299,337,000	
第19回豊田自動織機	100,000,000	103,472,000	
第5回日本電産	300,000,000	299,478,000	
第15回パナソニック	300,000,000	299,844,000	
第12回デンソー	100,000,000	99,529,000	
第1回日本生命2012基金	100,000,000	100,395,000	
第1回明治安田生命2014基金	100,000,000	100,425,000	
第7回J A三井リース	200,000,000	199,420,000	
第9回J A三井リース	100,000,000	99,936,000	
第1回日本生命2015基金	100,000,000	100,296,000	
第1回日本生命2017基金	100,000,000	100,085,000	
第2回三井住友トラスト・パナソニックファイナ ンス	200,000,000	200,016,000	
第13回アイシン精機	100,000,000	103,548,000	
第20回ニコン	100,000,000	101,710,000	
第78回三菱商事	100,000,000	103,733,000	
第8回みずほコーポレート銀行(劣後特約付)	100,000,000	105,023,000	
第9回みずほコーポレート銀行(劣後特約付)	100,000,000	114,280,000	
第28回三菱東京UFJ銀行(劣後特約付)	100,000,000	104,085,000	
第30回三菱東京UFJ銀行(劣後特約付)	100,000,000	121,605,000	
第6回住友信託銀行(劣後特約付)	100,000,000	118,213,000	
第8回三井住友信託銀行(社債間限定同順位特約 付)	500,000,000	501,390,000	
第13回住友信託銀行(劣後特約付)	100,000,000	114,870,000	
第22回三井住友銀行(劣後特約付)	100,000,000	103,308,000	
第23回三井住友銀行(劣後特約付)	100,000,000	104,096,000	
第25回三井住友銀行(劣後特約付)	200,000,000	227,692,000	
第5回みずほ銀行(劣後特約付)	100,000,000	115,602,000	
第9回みずほ銀行(劣後特約付)	100,000,000	117,826,000	
第18回みずほ銀行(劣後特約付)	100,000,000	113,573,000	
第11回芙蓉総合リース	100,000,000	99,709,000	
第13回芙蓉総合リース	200,000,000	199,888,000	
第29回ホンダファイナンス	200,000,000	201,392,000	
第38回ホンダファイナンス	300,000,000	298,452,000	
第77回トヨタファイナンス	200,000,000	199,486,000	
第23回リコーリース	200,000,000	199,022,000	
第30回リコーリース	200,000,000	199,888,000	
第47回日立キャピタル	100,000,000	102,842,000	
第52回日立キャピタル	200,000,000	201,332,000	
第62回日立キャピタル	300,000,000	299,331,000	
第188回オリックス	100,000,000	99,701,000	
第9回三井住友ファイナンス&リース	200,000,000	201,390,000	
第36回三菱UFJリース	100,000,000	100,577,000	
第38回三菱UFJリース	200,000,000	199,776,000	
第39回三菱UFJリース	100,000,000	99,733,000	
第41回三菱UFJリース	200,000,000	198,998,000	
第48回三菱UFJリース	100,000,000	99,746,000	
第27回野村ホールディングス	100,000,000	112,817,000	
第43回野村ホールディングス	300,000,000	301,095,000	
第50回野村ホールディングス	200,000,000	199,700,000	
第105回三菱地所	100,000,000	103,990,000	
第116回三菱地所	100,000,000	102,298,000	
第120回三菱地所	100,000,000	99,203,000	
第11回エヌ・ティ・ティ都市開発	100,000,000	103,309,000	
第17回エヌ・ティ・ティ都市開発	100,000,000	101,686,000	
第36回京王電鉄	100,000,000	99,654,000	
第38回京王電鉄	100,000,000	99,553,000	
第19回東日本旅客鉄道	100,000,000	109,209,000	
第26回東日本旅客鉄道	100,000,000	105,236,000	
第39回東日本旅客鉄道	400,000,000	454,256,000	
第83回東日本旅客鉄道	100,000,000	112,140,000	
第100回東日本旅客鉄道	100,000,000	123,431,000	
第9回西日本旅客鉄道	123,000,000	134,131,500	
第9回東海旅客鉄道	100,000,000	107,588,000	
第11回東海旅客鉄道	100,000,000	105,041,000	
第53回東海旅客鉄道	100,000,000	117,161,000	
第56回東海旅客鉄道	100,000,000	121,373,000	
第74回東海旅客鉄道	100,000,000	116,604,000	
第11回東京地下鉄	100,000,000	104,064,000	
第16回三菱倉庫	200,000,000	199,256,000	
第5回関西高速鉄道	100,000,000	102,827,000	

第8回関西高速鉄道	200,000,000	206,772,000	
第63回日本電信電話	100,000,000	102,443,000	
第21回KDDI	100,000,000	101,871,000	
第20回エヌ・ティ・ティ・ドコモ	100,000,000	102,777,000	
第534回東京電力	100,000,000	103,218,000	
第559回東京電力	60,000,000	61,230,000	
第563回東京電力	100,000,000	102,632,000	
第567回東京電力	100,000,000	112,345,000	
第568回東京電力	100,000,000	102,259,000	
第490回中部電力	70,000,000	71,450,400	
第499回中部電力	50,000,000	52,615,000	
第500回中部電力	100,000,000	103,728,000	
第518回中部電力	200,000,000	199,782,000	
第508回関西電力	200,000,000	199,914,000	
第510回関西電力	100,000,000	100,228,000	
第381回中国電力	100,000,000	104,097,000	
第382回中国電力	100,000,000	101,365,000	
第304回北陸電力	100,000,000	104,126,000	
第307回北陸電力	100,000,000	105,629,000	
第473回東北電力	100,000,000	101,505,000	
第490回東北電力	100,000,000	99,856,000	
第494回東北電力	100,000,000	100,001,000	
第245回四国電力	100,000,000	106,404,000	
第371回九州電力	100,000,000	105,895,000	
第429回九州電力	200,000,000	207,346,000	
第430回九州電力	100,000,000	101,452,000	
第310回北海道電力	50,000,000	51,617,000	
第316回北海道電力	400,000,000	409,932,000	
第319回北海道電力	200,000,000	201,356,000	
第19回沖縄電力	80,000,000	82,492,000	
第38回電源開発	100,000,000	104,040,000	
第40回電源開発	200,000,000	207,188,000	
第4回東京電力パワーグリッド	100,000,000	100,860,000	
第6回東京電力パワーグリッド	100,000,000	101,238,000	
第7回東京電力パワーグリッド	100,000,000	100,311,000	
第23回東京ガス	200,000,000	209,316,000	
第3回ファーストリテイリング	100,000,000	101,124,000	
第4回ファーストリテイリング	100,000,000	102,835,000	
社債券 小計	18,983,000,000	19,532,765,900	
合計	415,231,909,000	448,652,562,024	

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

2【ファンドの現況】

【eMAXIS 国内債券インデックス】

【純資産額計算書】

平成30年1月31日現在
(単位：円)

資産総額	14,808,629,365
負債総額	97,473,635
純資産総額(-)	14,711,155,730
発行済口数	12,826,955,929 口
1口当たり純資産価額(/)	1.1469 (1万口当たり 11,469)

(参考)

日本債券インデックスマザーファンド

純資産額計算書

平成30年1月31日現在
(単位：円)

資産総額	459,445,789,588
負債総額	5,004,175,127
純資産総額(-)	454,441,614,461
発行済口数	343,894,662,988 口
1口当たり純資産価額(/)	1.3215 (1万口当たり 13,215)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額等

平成30年1月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

（2）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信

託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

平成30年1月31日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	842	12,086,050
追加型公社債投資信託	16	1,443,011
単位型株式投資信託	54	324,608
単位型公社債投資信託	1	6,323
合計	913	13,859,992

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第32期事業年度（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第33期事業年度に係る中間会計期間（自平成29年4月1日至平成29年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第31期 (平成28年3月31日現在)		第32期 (平成29年3月31日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	2	80,707,781	2	69,212,680
有価証券		2,728,127		36,210
前払費用		402,267		337,699
未収入金		14,286		35,896

未収委託者報酬		11,275,577		10,076,022
未収収益	2	564,923	2	659,405
繰延税金資産		491,700		446,374
金銭の信託	2	30,000	2	30,000
その他		438,012		113,754
流動資産合計		96,652,678		80,948,042
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	846,844	1	806,798
器具備品	1	768,584	1	759,446
土地		1,356,000		1,356,000
有形固定資産合計		2,971,428		2,922,245
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		1,813,951		1,844,549
ソフトウェア仮勘定		341,815		608,066
その他		71		10
無形固定資産合計		2,171,661		2,468,448
投資その他の資産				
投資有価証券		24,223,272		24,327,081
関係会社株式		320,136		320,136
長期差入保証金		686,446		654,402
前払年金費用		499,178		463,105
繰延税金資産		786,810		711,230
その他		51,090		50,235
貸倒引当金		23,600		23,600
投資その他の資産合計		26,543,335		26,502,592
固定資産合計		31,686,425		31,893,286
資産合計		128,339,103		112,841,328

(単位：千円)

	第31期 (平成28年3月31日現在)		第32期 (平成29年3月31日現在)	
(負債の部)				
流動負債				
預り金		199,091		166,493
未払金				
未払収益分配金		101,046		108,024
未払償還金		821,178		547,707
未払手数料	2	4,866,423	2	4,225,009
その他未払金	2	2,521,849	2	2,355,815
未払費用	2	3,419,978	2	3,061,479
未払消費税等		370,110		351,670
未払法人税等		947,540		756,668

賞与引当金	882,523	843,729
役員賞与引当金		100,680
その他	670,983	711,633
流動負債合計	14,800,725	13,228,909
固定負債		
退職給付引当金	508,142	590,154
役員退職慰労引当金	166,789	166,458
時効後支払損引当金	257,105	253,070
固定負債合計	932,038	1,009,684
負債合計	15,732,763	14,238,594
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	57,079,782	43,034,713
利益剰余金合計	64,420,372	50,375,303
株主資本合計	111,153,216	97,108,147

(単位：千円)

	第31期 (平成28年3月31日現在)	第32期 (平成29年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券 評価差額金	1,446,576	1,494,586
繰延ヘッジ損益	6,546	
評価・換算差額等合計	1,453,123	1,494,586
純資産合計	112,606,339	98,602,734
負債純資産合計	128,339,103	112,841,328

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	82,096,942	81,709,776

投資顧問料		2,226,322		2,396,020
その他営業収益		35,063		25,763
営業収益合計		84,358,328		84,131,560
営業費用				
支払手数料	2	34,821,751	2	33,975,255
広告宣伝費		742,632		731,771
公告費				482
調査費				
調査費		1,642,352		1,713,892
委託調査費		14,530,744		13,961,993
事務委託費		751,410		984,749
営業雑経費				
通信費		122,574		158,915
印刷費		704,639		699,940
協会費		51,201		51,995
諸会費		7,730		9,887
事務機器関連費		1,674,745		1,611,608
その他営業雑経費		30,382		11,925
営業費用合計		55,080,164		53,912,419
一般管理費				
給料				
役員報酬		280,681		331,997
給料・手当		5,948,603		6,496,165
賞与引当金繰入		882,523		843,729
役員賞与引当金繰入				100,680
福利厚生費		1,091,897		1,196,210
交際費		17,062		14,843
旅費交通費		212,578		233,159
租税公課		264,376		422,030
不動産賃借料		795,415		706,571
退職給付費用		341,073		441,736
役員退職慰労引当金繰入		34,369		48,393
固定資産減価償却費		1,068,796		1,030,040
諸経費		426,547		474,521
一般管理費合計		11,363,925		12,340,079
営業利益		17,914,238		17,879,061

(単位：千円)

	第31期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	235,697	243,048
有価証券利息	523	0
受取利息	2 15,142	2 4,601
投資有価証券償還益	9,315	260,190
収益分配金等時効完成分	71,619	278,148

その他		17,393		4,383
営業外収益合計		349,691		790,372
営業外費用				
投資有価証券償還損		152,298		11,552
時効後支払損引当金繰入		98,891		
事務過誤費		421		218
その他		5,862		4,357
営業外費用合計		257,473		16,128
経常利益		18,006,455		18,653,304
特別利益				
投資有価証券売却益		424,605		259,137
ゴルフ会員権売却益		1,300		
特別利益合計		425,905		259,137
特別損失				
投資有価証券売却損		52,623		42,248
デリバティブ解約損				126,228
有価証券評価損		67,284		
投資有価証券評価損		18,539		157,482
固定資産除却損	1	1,305	1	13,540
減損損失	3	42,073	3	48,575
合併関連費用		829,181		
特別損失合計		1,011,007		388,075
税引前当期純利益		17,421,353		18,524,367
法人税、住民税及び事業税	2	5,796,941	2	5,658,953
法人税等調整額		1,035,591		103,169
法人税等合計		4,761,350		5,762,122
当期純利益		12,660,003		12,762,244

(3) 【株主資本等変動計算書】

第31期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	222,096		222,096	342,589	6,998,000	48,527,422	55,868,012	58,090,240
当期変動額									
剰余金の配当							4,107,643	4,107,643	4,107,643
当期純利益							12,660,003	12,660,003	12,660,003
合併による増加		3,350,000	41,160,616	44,510,616					44,510,616
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計		3,350,000	41,160,616	44,510,616			8,552,359	8,552,359	53,062,976

当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	57,079,782	64,420,372	111,153,216
-------	-----------	-----------	------------	------------	---------	-----------	------------	------------	-------------

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,300,727		2,300,727	60,390,967
当期変動額				
剰余金の配当				4,107,643
当期純利益				12,660,003
合併による増加	903,495	148,745	754,749	45,265,365
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	1,757,645	155,292	1,602,353	1,602,353
当期変動額合計	854,150	6,546	847,604	52,215,371
当期末残高	1,446,576	6,546	1,453,123	112,606,339

第32期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計		別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	57,079,782	64,420,372	111,153,216
当期変動額									
剰余金の配当							26,807,312	26,807,312	26,807,312
当期純利益							12,762,244	12,762,244	12,762,244
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計							14,045,068	14,045,068	14,045,068
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	43,034,713	50,375,303	97,108,147

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,446,576	6,546	1,453,123	112,606,339
当期変動額				
剰余金の配当				26,807,312
当期純利益				12,762,244
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	48,009	6,546	41,462	41,462
当期変動額合計	48,009	6,546	41,462	14,003,605
当期末残高	1,494,586		1,494,586	98,602,734

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

（追加情報）

当社では退職給付制度を統合するため、平成28年9月21日に確定給付企業年金制度、退職一

時金制度、確定拠出年金制度を改定し、同年10月1日より退職一時金制度、確定拠出年金制度を柱とした新制度に移行しております。この移行に伴い「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準委員会 平成14年1月31日 企業会計基準適用指針第1号）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会 平成19年2月7日 実務対応報告第2号）を適用しております。

なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段... 株式指数先物

ヘッジ対象... 投資有価証券

(3) ヘッジ方針

株価変動リスクの低減のため、対象資産の範囲内でヘッジを行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

[会計方針の変更]

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

[追加情報]

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

（貸借対照表関係）

1. 有形固定資産の減価償却累計額

	第31期 (平成28年3月31日現在)	第32期 (平成29年3月31日現在)
建物	467,206千円	539,649千円
器具備品	897,207千円	1,029,950千円

2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第31期 (平成28年3月31日現在)	第32期 (平成29年3月31日現在)
預金	43,128,360千円	47,798,472千円
未収収益	52,753千円	46,963千円
金銭の信託	30,000千円	30,000千円
未払手数料	2,612,168千円	1,993,055千円
その他未払金	2,296,632千円	2,071,256千円
未払費用	442,340千円	456,748千円

(損益計算書関係)

1. 固定資産除却損の内訳

	第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
建物	254千円	2,392千円
器具備品	1,051千円	7,791千円
ソフトウェア	-	3,356千円
計	1,305千円	13,540千円

2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
支払手数料	15,120,269千円	13,862,465千円
受取利息	12,609千円	4,375千円
法人税、住民税及び事業税	3,980,844千円	4,204,969千円

3. 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

第31期（自平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

場所	用途	種類	減損損失
静岡県裾野市	遊休資産（不動産）	土地	35,031千円
東京都千代田区（本社）	遊休資産（美術品）	器具備品	7,041千円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグループとしております。遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

前事業年度において、事業の用に供していない遊休資産のうち、時価が著しく下落した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、土地、美術品については外部鑑定評価額により評価しております。

第32期（自平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

場所	用途	種類	減損損失
東京都千代田区（本社）	自社利用ソフトウェア （遊休資産）	ソフトウェア 仮勘定	48,575千円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグループ

ングとしております。遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当事業年度において、将来の使用見込みがなくなった自社利用ソフトウェアについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、将来の使用見込みがないため、使用価値は零としております。

（株主資本等変動計算書関係）

第31期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	124,098	87,483	-	211,581
合計	124,098	87,483	-	211,581

（注）普通株式の発行済株式総数の増加は、平成27年7月1日に、国際投信投資顧問株式会社との間で吸収合併方式による経営統合を行ない、同社の普通株式1株に対して当社の普通株式10.0497株を交付したことによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成27年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	4,107,643千円
1株当たり配当額	33,100円
基準日	平成27年3月31日
効力発生日	平成27年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成28年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	26,807,312千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	126,700円
基準日	平成28年3月31日
効力発生日	平成28年6月29日

第32期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成28年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	26,807,312千円
1株当たり配当額	126,700円
基準日	平成28年3月31日
効力発生日	平成28年6月29日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成29年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	26,595,731千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	125,700円
基準日	平成29年3月31日
効力発生日	平成29年6月29日

(リース取引関係)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第31期 (平成28年3月31日現在)	第32期 (平成29年3月31日現在)
1年内	678,116千円	678,116千円
1年超	2,651,815千円	1,973,699千円
合計	3,329,932千円	2,651,815千円

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。なお、一部の投資信託の価格変動リスクに対して、デリバティブ取引を利用してヘッジしております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注2)参照)。

第31期(平成28年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)現金及び預金	80,707,781	80,707,781	-
(2)有価証券	2,728,127	2,728,127	-
(3)未収委託者報酬	11,275,577	11,275,577	-
(4)投資有価証券	24,054,542	24,054,542	-
資産計	118,766,029	118,766,029	-
(1)未払手数料	4,866,423	4,866,423	-
負債計	4,866,423	4,866,423	-

デリバティブ取引()	(3,459)	(3,459)	-
-------------	---------	---------	---

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しております。

第32期(平成29年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	69,212,680	69,212,680	-
(2) 有価証券	36,210	36,210	-
(3) 未収委託者報酬	10,076,022	10,076,022	-
(4) 投資有価証券	24,189,921	24,189,921	-
資産計	103,514,834	103,514,834	-
(1) 未払手数料	4,225,009	4,225,009	-
負債計	4,225,009	4,225,009	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券、(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負 債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	第31期 (平成28年3月31日現在)	第32期 (平成29年3月31日現在)
非上場株式	168,730	137,160
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第31期(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	80,707,781	-	-	-
未収委託者報酬	11,275,577	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				

その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	2,728,127	9,234,321	9,756,778	5,050
合計	94,711,487	9,234,321	9,756,778	5,050

第32期(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	69,212,680	-	-	-
未収委託者報酬	10,076,022	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	36,210	10,703,761	8,324,138	45,606
合計	79,324,912	10,703,761	8,324,138	45,606

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第31期(平成28年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	113,875	30,541	83,333
	債券	-	-	-
	その他	19,085,937	16,697,402	2,388,535
	小計	19,199,812	16,727,944	2,471,868
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	7,582,857	7,969,134	386,277
	小計	7,582,857	7,969,134	386,277
合計		26,782,669	24,697,079	2,085,590

第32期(平成29年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	17,778,798	15,302,336	2,476,461
	小計	17,778,798	15,302,336	2,476,461
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,447,333	6,769,569	322,236
	小計	6,447,333	6,769,569	322,236
合計		24,226,131	22,071,906	2,154,225

3. 売却したその他有価証券

第31期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	5,649,814	424,605	52,623
合計	5,649,814	424,605	52,623

第32期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	122,688	82,146	21,570
債券	-	-	-
その他	3,439,009	176,991	20,678
合計	3,561,698	259,137	42,248

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について85,823千円（その他有価証券のその他85,823千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について157,482千円（その他有価証券のその他157,482千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（デリバティブ取引関係）

第31期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

重要な取引はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

（単位：千円）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
原則的処理方法	株式指数先物取引 売建	投資有価証券	945,410	-	3,459
合計			945,410	-	3,459

（注）時価の算定方法

大阪取引所が定める清算指数によっております。

第32期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）

重要な取引はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けておりません。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第31期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
退職給付債務の期首残高	263,476 千円	2,997,931 千円
勤務費用	135,457	199,166
利息費用	19,818	22,711
数理計算上の差異の発生額	113,714	40,934
退職給付の支払額	159,115	183,403
過去勤務費用の発生額	-	653,618
合併による増加	2,624,579	-
退職給付債務の期末残高	2,997,931	3,649,089

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第31期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
年金資産の期首残高	196,439 千円	2,678,827 千円
期待運用収益	35,926	47,553
数理計算上の差異の発生額	111,449	7,066
事業主からの拠出額	210,960	107,823
退職給付の支払額	139,379	142,532
合併による増加	2,486,329	-
年金資産の期末残高	2,678,827	2,698,738

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第31期 (平成28年3月31日現在)	第32期 (平成29年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	2,422,447 千円	3,471,120 千円
年金資産	2,678,827	2,698,738
	256,380	772,381
非積立型制度の退職給付債務	575,484	177,969
未積立退職給付債務	319,103	950,350
未認識数理計算上の差異	310,139	207,810
未認識過去勤務費用	-	615,490
貸借対照表に計上された負債と資産 の純額	8,964	127,049
退職給付引当金	508,142	590,154
前払年金費用	499,178	463,105
貸借対照表に計上された負債と資産 の純額	8,964	127,049

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第31期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
勤務費用	135,457 千円	199,166 千円

利息費用	19,818	22,711
期待運用収益	35,926	47,553
数理計算上の差異の費用処理額	13,847	54,327
過去勤務費用の費用処理額	-	38,127
その他	65,395	28,533
確定給付制度に係る退職給付費用	198,592	295,314

（注）「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額等です。

(5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第31期 (平成28年3月31日現在)	第32期 (平成29年3月31日現在)
債券	58.1 %	62.9 %
株式	35.5	33.3
その他	6.3	3.7
合計	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第31期 (平成28年3月31日現在)	第32期 (平成29年3月31日現在)
割引率	0.077～0.71%	0.061～0.90%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度142,480千円、当事業年度146,421千円であります。

（税効果会計関係）

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

	第31期 (平成28年3月31日現在)	第32期 (平成29年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	475,116 千円	455,165 千円
投資有価証券評価損	238,391	242,551
ゴルフ会員権評価損	295	295
未払事業税	185,473	124,367
賞与引当金	272,346	260,374
役員賞与引当金	-	11,509
役員退職慰労引当金	51,071	50,969
退職給付引当金	155,593	180,726
減価償却超過額	29,059	19,277
委託者報酬	204,395	217,902
長期差入保証金	6,344	14,803
時効後支払損引当金	78,725	77,490

連結納税適用による時価評価	309,675	236,450
その他	69,525	68,614
繰延税金資産 小計	2,076,013	1,960,499
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,076,013	1,960,499
繰延税金負債		
未収配当金	1,228	-
前払年金費用	152,848	141,802
連結納税適用による時価評価	1,516	1,447
その他有価証券評価差額金	639,013	659,638
繰延ヘッジ損益	2,889	-
その他	6	3
繰延税金負債 合計	797,502	802,893
繰延税金資産の純額	1,278,511	1,157,605

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	第31期 (平成28年3月31日現在)	第32期 (平成29年3月31日現在)
法定実効税率	33.06 %	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
(調整)		
評価性引当額の減少	6.34	
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.59	
その他	0.02	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.33	

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第31期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）及び第32期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第31期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）及び第32期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第31期（自平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513 百万円	銀行持株会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税 役員の兼任	連結納税に伴う支払	3,980,844 千円	その他未払金	2,296,632 千円
親会社	三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、銀行業	被所有 直接 51.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 事務所の賃借	投資信託に係る事務代行手数料の支払 事務所賃借料	5,895,622 千円 223,695 千円	未払手数料	805,721 千円
主要株	(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	被所有 直接 15.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 取引銀行	投資信託に係る事務代行手数料の支払 コーラブル預金の預入	9,224,647 千円 35,000,000 千円	未払手数料 現金及び預金	1,806,446 千円 35,000,000 千円

主						コーラブル預金に係る受取利息	9,263千円	未収収益	2,372千円
---	--	--	--	--	--	----------------	---------	------	---------

第32期(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513百万円	銀行持株会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税 役員の兼任	連結納税に伴う支払	4,204,969千円	その他未払金	2,071,256千円
親会社	三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279百万円	信託業、銀行業	被所有 直接 51.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	5,983,874千円	未払手数料	716,117千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料	662,992千円	未払費用	352,297千円
主要株主	(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	被所有 直接 15.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	7,878,591千円	未払手数料	1,276,937千円

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

連結納税については、連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

事務所敷金及び賃借料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

投資助言料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第31期(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱い及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	6,398,782 千円	未払手数料	898,096 千円

第32期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱い及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	6,532,238 千円	未払手数料	933,908 千円

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示していません。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

	第31期 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）	第32期 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
1株当たり純資産額	532,213.85円	466,028.30円
1株当たり当期純利益金額	66,691.34円	60,318.47円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
当期純利益金額 (千円)	12,660,003	12,762,244
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	12,660,003	12,762,244
普通株式の期中平均株式数 (株)	189,829	211,581

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第33期中間会計期間 (平成29年9月30日現在)	
(資産の部)	
流動資産	
現金及び預金	46,287,102
有価証券	78,897
前払費用	496,625
未収入金	87,286
未収委託者報酬	9,160,402
未収収益	681,527
繰延税金資産	471,973
金銭の信託	30,000
その他	95,228
流動資産合計	57,389,043
固定資産	
有形固定資産	
建物	1 780,721
器具備品	1 764,182
土地	1,356,000
有形固定資産合計	2,900,904
無形固定資産	
電話加入権	15,822
ソフトウェア	1,938,735
ソフトウェア仮勘定	1,212,251
無形固定資産合計	3,166,809
投資その他の資産	
投資有価証券	28,266,735
関係会社株式	320,136
長期差入保証金	640,950
前払年金費用	448,902
繰延税金資産	451,891
その他	45,230
貸倒引当金	23,600
投資その他の資産合計	30,150,247
固定資産合計	36,217,960
資産合計	93,607,004

(単位：千円)

第33期中間会計期間
(平成29年9月30日現在)

(負債の部)

流動負債

預り金		196,841
未払金		
未払収益分配金		174,797
未払償還金		514,622
未払手数料		3,754,874
その他未払金		2,503,473
未払費用		4,229,858
未払消費税等	2	305,160
未払法人税等		792,896
賞与引当金		863,522
役員賞与引当金		66,649
その他		776,417
流動負債合計		14,179,114

固定負債

退職給付引当金		651,492
役員退職慰労引当金		163,557
時効後支払損引当金		252,546
固定負債合計		1,067,596

負債合計

15,246,710

(純資産の部)

株主資本

資本金		2,000,131
資本剰余金		
資本準備金		3,572,096
その他資本剰余金		41,160,616
資本剰余金合計		44,732,712

利益剰余金

利益準備金		342,589
その他利益剰余金		
別途積立金		6,998,000
繰越利益剰余金		22,251,535
利益剰余金合計		29,592,124

株主資本合計

76,324,968

(単位：千円)

第33期中間会計期間
(平成29年9月30日現在)

評価・換算差額等

その他有価証券		2,035,325
評価差額金		

評価・換算差額等合計		2,035,325
------------	--	-----------

純資産合計

78,360,294

負債純資産合計

93,607,004

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第33期中間会計期間

(自 平成29年4月1日

至 平成29年9月30日)

営業収益		
委託者報酬		38,184,632
投資顧問料		1,346,730
その他営業収益		26,405
営業収益合計		39,557,767
営業費用		
支払手数料		15,720,488
広告宣伝費		318,084
公告費		500
調査費		
調査費		861,247
委託調査費		6,711,776
事務委託費		436,601
営業雑経費		
通信費		85,593
印刷費		251,837
協会費		24,207
諸会費		7,746
事務機器関連費		821,139
その他営業雑経費		13,599
営業費用合計		25,252,824
一般管理費		
給料		
役員報酬		178,839
給料・手当		2,821,754
賞与引当金繰入		863,522
役員賞与引当金繰入		66,649
福利厚生費		619,913
交際費		6,009
旅費交通費		93,328
租税公課		222,435
不動産賃借料		341,770
退職給付費用		210,625
役員退職慰労引当金繰入		23,884
固定資産減価償却費	1	512,328
諸経費		199,624
一般管理費合計		6,160,685
営業利益		8,144,257

(単位：千円)

第33期中間会計期間

(自 平成29年4月1日

至 平成29年9月30日)

営業外収益		
受取配当金		134,154
受取利息		277
投資有価証券償還益		29,656

収益分配金等時効完成分	34,222
その他	9,043
営業外収益合計	207,354
営業外費用	
投資有価証券償還損	20,261
時効後支払損引当金繰入	26,116
その他	5,612
営業外費用合計	51,990
経常利益	8,299,622
特別利益	
投資有価証券売却益	196,888
ゴルフ会員権売却益	2,495
特別利益合計	199,383
特別損失	
投資有価証券売却損	60,319
固定資産除却損	0
特別損失合計	60,319
税引前中間純利益	8,438,686
法人税、住民税及び事業税	2,631,045
法人税等調整額	4,911
法人税等合計	2,626,133
中間純利益	5,812,552

(3) 中間株主資本等変動計算書

第33期中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	43,034,713	50,375,303	97,108,147
当中間期変動額									
剰余金の配当							26,595,731	26,595,731	26,595,731
中間純利益							5,812,552	5,812,552	5,812,552
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)									
当中間期変動額合計							20,783,178	20,783,178	20,783,178
当中間期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	22,251,535	29,592,124	76,324,968

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,494,586	1,494,586	98,602,734
当中間期変動額			
剰余金の配当			26,595,731
中間純利益			5,812,552

株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	540,738	540,738	540,738
当中間期変動額合計	540,738	540,738	20,242,440
当中間期末残高	2,035,325	2,035,325	78,360,294

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	第33期中間会計期間 (平成29年9月30日現在)
建物	571,713千円
器具備品	1,115,446千円

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額

	第33期中間会計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
有形固定資産	114,767千円
無形固定資産	397,560千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第33期中間会計期間(自平成29年4月1日至平成29年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

平成29年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	26,595,731千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	125,700円
基準日	平成29年3月31日
効力発生日	平成29年6月29日

(リース取引関係)

第33期中間会計期間(平成29年9月30日現在)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	678,116千円
1年超	1,634,641千円
合 計	2,312,757千円

(金融商品関係)

第33期中間会計期間(平成29年9月30日現在)

金融商品の時価等に関する事項

平成29年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

	中間貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	46,287,102	46,287,102	-
(2) 有価証券	78,897	78,897	-
(3) 未収委託者報酬	9,160,402	9,160,402	-
(4) 投資有価証券	28,129,575	28,129,575	-
資産計	83,655,978	83,655,978	-
(1) 未払手数料	3,754,874	3,754,874	-
負債計	3,754,874	3,754,874	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券、(4)投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。

負 債

(1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（中間貸借対照表計上額137,160千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(有価証券関係)

第33期中間会計期間(平成29年9月30日現在)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	21,493,708	18,316,441	3,177,266
	小計	21,493,708	18,316,441	3,177,266
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,714,765	6,958,415	243,650
	小計	6,714,765	6,958,415	243,650
合計		28,208,473	25,274,857	2,933,616

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額137,160千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第33期中間会計期間（自平成29年4月1日至平成29年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第33期中間会計期間（自平成29年4月1日至平成29年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区別の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第33期中間会計期間 （平成29年9月30日現在）
1株当たり純資産額	370,356.00円
（算定上の基礎）	

純資産の部の合計額（千円）	78,360,294
普通株式に係る中間期末の純資産額（千円）	78,360,294
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数（株）	211,581

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第33期中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
1株当たり中間純利益金額 (算定上の基礎)	27,471.99円
中間純利益金額（千円）	5,812,552
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	5,812,552
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社
 （再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
 資本金の額：324,279百万円（平成29年9月末現在）
 事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

名称	資本金の額 （平成29年9月末現在）	事業の内容
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社ジャパンネット銀行	37,250 百万円	銀行業務を営んでいます。
ソニー銀行株式会社	31,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社北海道銀行	93,524 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社北都銀行	12,500 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社荘内銀行	8,500 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社山形銀行	12,008 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社千葉銀行	145,069 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社横浜銀行	215,628 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社山梨中央銀行	15,400 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社静岡銀行	90,845 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社三重銀行	15,295 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社南都銀行	37,924 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社紀陽銀行	80,096 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社福岡銀行	82,329 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社親和銀行	36,878 百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
株式会社あおぞら銀行	100,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社熊本銀行	33,847 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社ゆうちょ銀行	3,500,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
カブドットコム証券株式会社	7,196 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エース証券株式会社	8,831 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三オンライン証券株式会社	2,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ぐんぎん証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岩井コスモ証券株式会社	13,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
高木証券株式会社	11,069 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
立花証券株式会社	6,695 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東海東京証券株式会社	6,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東洋証券株式会社	13,494 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

第四証券株式会社	600 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
西日本シティTT証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
SMB C日興証券株式会社	10,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	12,200 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
野村證券株式会社	10,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
浜銀TT証券株式会社	3,307 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ひろぎん証券株式会社	5,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
フィデリティ証券株式会社	8,157 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ほくほくTT証券株式会社	1,250 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ふくおか証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松井証券株式会社	11,945 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
水戸証券株式会社	12,272 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。
- (2) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（平成30年4月2日現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
平成29年 4月25日	有価証券届出書
平成29年 4月25日	有価証券報告書
平成29年10月 2日	有価証券届出書の訂正届出書
平成29年10月 2日	半期報告書

独立監査人の監査報告書

平成29年6月28日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	弥永 めぐみ	印
--------------------	-------	--------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 信之	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年2月28日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田 渉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているeMAXIS 国内債券インデックスの平成29年1月27日から平成30年1月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、eMAXIS 国内債券インデックスの平成30年1月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年12月1日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	弥永 めぐみ	印
--------------------	-------	--------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木 裕晃	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第33期事業年度の中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは中間監査の対象に含まれていません。